

地名散歩

第36回 インターチェンジの地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

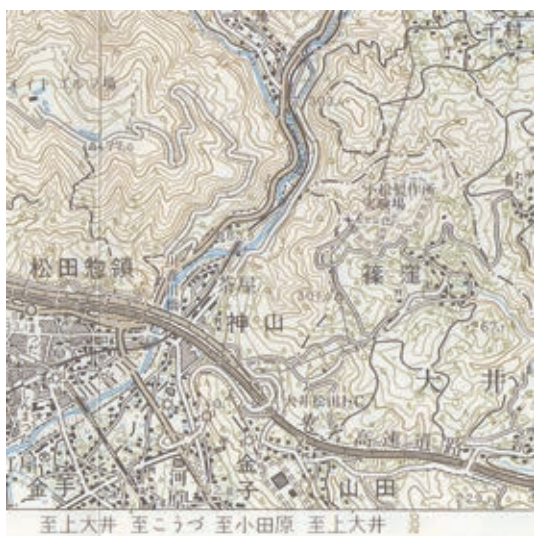
今尾 恵介

高速道路などに乗り降りする場所がインターチェンジである。鉄道の分野なら駅に相当するが、明治期に英国から直輸入した鉄道システムの重要な施設である「ステーション」という用語を、本来は宿場の意味であった「駅」を当てて定着させたのはなかなかの知恵であるが(stationも原義は位置・場所である)、これに対して、高速道路のインターチェンジは、英語をカタカナに直しただけであまり芸がない。字数が多いのでインターと略称され、地図上の表記は一般に「IC」が用いられるが、このインターに付く地名はどうなっているだろうか。

東名高速道路のインターを思い浮かべてみると、海老名、御殿場、沼津、静岡、浜松など、基本的には所在地の自治体名が採用されているが、横浜町田、秦野中井、大井松田など2つの自治体名をつないだものも目立つ。

このうち横浜町田インターは平成9年(1997)まで単に横浜インターと称した。改称の理由は東京寄りに新たに横浜青葉インターが新設されるのに伴い、これと区別するためであるが、インターを降りれば東京都町田市なのだから、これを機に町田方面からの要望があったのかもしれない。以下の秦野中井、大井松田などは開設当初から変わっていないが、所在地が両自治体の境界付近に位置するので、おそらく命名の際に両者を立てたのだろう。

2つの自治体名を並べる場合、どちらを先にするかはけっこう当事者にとって問題のようで、それを実感させるのが新潟県の北陸自動車道にある三条^{つばめ}燕インターだ。所在地は燕市なのだが、一般道へ降りたところが三条市という立地条件であり、インターができた4年後に開通した上越新幹線の駅名が逆順の



東名高速道路の大井松田インター。
文字通り大井町と松田町の境界線近くに位置している。
1:50,000 地形図「秦野」平成3年修正



北陸自動車道の三条燕インターと上越新幹線の燕三条駅。
やはり三条市と燕市の境界線が通る。
1:50,000 地形図「三条」平成7年修正

「燕三条」であることを考えると、有力国会議員が中に入って調整した、などという話も納得できる。順番といえば、東京都の多摩モノレールに「中央大学・明星大学」という駅があるが、どちらの大学名を先にするかで調整に苦労があったという。五十音順(中央)か先にできた方(明星)か、それとも学生数一駅の利用者数(中央)か、などと議論があったそうだ。

所在地の自治体を名乗るインターが多い中で、それ以外の例が目立つのが上信越自動車道である。たとえば碓井軽井沢インターは文字通り軽井沢への入口にあたるが、所在地は長野県北佐久郡軽井沢町ではなく、隣の群馬県安中市松井田町(開通当時は松井田町)だ。本来なら松井田軽井沢とでもするところだろうが、松井田の旧町名は松井田妙義インターで使っているの、著名な峠の名前を用いたのだろう。

碓氷峠といえば、信越本線ではかつてこの区間で補助機関車を連結して列車を上り下りさせた難所として知られており、機関車の付け替えで長く停車した麓の横川駅で始まった「峠の釜めし」は、峠の区間が廃止された今でも全国的な人気駅弁として知られており、このインターを降りたところにも釜めし製造元・おぎのやのレストランがある。

長野県内では東部湯の丸インター。こちらは旧自治体名である東部町と上信国境に聳える湯ノ丸山(標高2105メートル)・湯の丸高原を合わせたものである。その西隣の上田菅平インターも菅平高原の入口にあたることにより命名された。ただしインターを降りてから高原までの道のりは20キロほどもあるが。

自治体名なのだが、珍しいのが信濃町インター。この地名を聞くと東京の人なら中央・

総武線各駅停車の駅名を思い出してしまうが、インターは長野県北部の新潟県妙高市に接した上水内郡信濃町に由来する。ふつうなら町を付けずに「信濃インター」となるところだが、この町名自体が信濃の国名を名乗っているの、混乱を避けるため「町」付きとしたらしい。近くのしなの鉄道北しなの線(旧信越本線)の駅は黒姫と称するが、こちらも昭和43年(1968)に柏原から改称している。西に聳える名山を借りた命名だが、今でも一帯の大字が柏原という地名であり、小林一茶の生地としても売り出しているのだから、インター名も「信濃柏原」あたりになれば良かったのではないだろうか。

この上信越自動車道と、松本方面から来る長野自動車道が合流するのが更埴ジャンクションである。その西隣には更埴インターもあるが、更埴の地名は平成の大合併で千曲市となって消えた地名だ。もともと昭和34年(1959)に合併で市が発足するにあたって、エリアが更級郡と埴科郡に跨がっていたことから両郡の頭文字を採って更埴市としたのだが、「好色」と音が同じなので当初から評判が悪かった。ここに限らず、合併のたびに地名が生まれては短期間で消える節操のなさ、結局は後世に禍根を残してしまうのである。

首都高速道路でも、設置時期にはあったが現存しない町名を名乗るものが珍しくない。都心環状線の出入口やジャンクションだけを挙げて、宝町、汐留、飯倉、谷町、代官町などいくつもある。このうち宝町という町名は昭和53年、汐留が同40年、飯倉町が同56年、谷町と代官町が同42年と、住居表示の実施によって軒並み姿を消している。出入口名が旧町名の「記念碑」となっているのだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

NO. 698
2015 March



表紙写真
「大護摩の火渡り」

第29回写真コンクール入選
山本 隆博●香川会

地名散歩 今尾 恵介

- 03 平成26年度 第2回全国会長会議
- 07 G空間EXPO 2014
地理空間情報科学で未来をつくる
- 11 『日調連主催「実務講座」～土地境界実務～』
開催報告
- 15 震災経験の報告
心の除染を訴える
- 18 『土地家屋調査士制度発祥の地』碑 移設
- 22 愛しき我が会、我が地元 Vol.13
釧路会／福井会
- 25 ちょうさし俳壇
- 26 会長レポート
- 28 公嘱協会情報 Vol.111
- 30 境界立会の諸問題
―第10回地籍問題研究会にて―
- 33 会務日誌
- 35 新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い
- 36 第30回写真コンクール作品募集
- 37 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の
発行手続はお済ですか？
- 38 国民年金基金から
- 40 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の
ダウンロードについて
- 42 もしもこんなことが起こってしまったら？
- 43 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 44 ネットワーク50
大阪会
- 46 重要なお知らせ
日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局及び
電子証明書の失効について
- 47 編集後記



平成26年度 第2回全国会長会議

平成27年1月14日(水)午後1時から午後5時まで、東京ドームホテル地下1階「シンシア」、15日(木)午前9時15分から正午まで、地下1階「オーロラ」において、平成26年度第2回全国会長会議が開催されました。

岡田潤一郎副会長の新年の挨拶、開会のことばに続き、林千年会長挨拶が行われました。



林会長



岡田副会長

「昨年11月27日、法律第127号「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、空家を取り壊し更地にする際には事前に土地境界を明確にする手続きを設けることについて、必要な検討を行うことの附帯決議がなされた。現場の実情がそのまま届いたものであり、「境界紛争ゼロ宣言!!」のスローガンの下、土地境界の専門家は、我々土地家屋調査士以外にはいないということを示す絶好の場であり、実践に向けた正念場だと思っている。

また、本年は、土地家屋調査士制度制定65周年を迎える年であり、表示登記制度創設55年の年でもある。また、昨年、20年来、長野県松本市に建立されている「土地家屋調査士制度発祥の地」碑を、より一層の制度啓発に資する地に移設したことを鑑

みたときに、土地の境界紛争のない社会、土地境界の専門家として認知を受けるよう、境界紛争ゼロ宣言の下、国民の信頼が一層高まるよう存在を示していける年にしたい。」

続いて、司会者指名により、中部ブロック協議会岐阜会の若園知明会長が座長となり、議事の開始となりました。

まずは、各副会長からの連合会会務報告があり、質疑となりました。



岐阜会 若園知明会長



加賀谷副会長



菅原副会長



宮嶋副会長

1 連合会会務報告

制度対策本部

- (1) 2014日調連公開シンポジウム「土地境界紛争が起きない社会」の開催
平成26年11月14日(金)よみうりホール(東京都千代田区)(約760名参加、アンケート回収200名)
- (2) 日調連主催「実務講座」～土地境界実務～の開催
平成26年12月14日(日)から16日(火)まで、「晴海グランドホテル」(東京都中央区)において、各土地家屋調査士の業務・研修担当者を中心に、計97人の受講者を集め行われた。
- (3) 土地家屋調査士白書2014のホームページ公開について、平成26年10月末に、連合会のホームページに掲載し、広く一般に公開した。

総務部

- (1) 平成6年10月3日に長野県松本市に建立された「土地家屋調査士制度発祥の地」碑は、松本市市民会館前市有地「ライラック公園内」に設置され、平成13年に、松本市総合体育館敷地内へ移設された。この度、長野県土地家屋調査士の協力の下、松本市の許可を得て、平成26年12月5日に松本市総合体育館東南植込付近に再度移設し、同月8日に披露の会を挙行了した。

財務部

- (1) 賠償責任保険については、被保険者が土地家屋調査士業務を遂行する上で、被保険者の求めに応じて立会人等となった関係者に人身事故が発生し、身体に障害を被り、同人が通院、入院、重度の後遺障害の固定化(被るおそれのある場合も含む。)又は死亡について、保険会社の同意の下に、被保険者が負担することとされる治療費等の支弁を補償する「被害者治療費用等補償特約」を、平成27年4月1日以降に開始する同保険から導入することとした。

業務部

- (1) 筆界特定能力と説明力量の保持と向上のため、必要とされる習熟内容、項目及び主催運営手順

等を検討し、各土地家屋調査士会等での研修会を支援する方向性につき議論を深めるとともに、研修要領(モデル)を作成している。

- (2) 登記測量に関する事項について、会員の実務に役立つ重ね図技術の普及のため、重ね図等の手引書の作成を進めており、平成26年度中の完成を予定し作業を進めている。

研修部

- (1) eラーニングの拡充・整備の方法の一つとして外部への製作委託を選択し、株式会社東京リーガルマインド(LEC)と契約締結し、「不動産規制に関する法律」関係のコンテンツ4件を同社のスタジオにおいて収録した。現在、作成済みのコンテンツは以下のとおりである。

(作成コンテンツ)

- ・「不動産規制に関する法律」(①都市計画法、②土地区画整理法・宅地造成等規制法・その他法令、③国土利用計画法・農地法、④建築基準法)(LEC)
 - ・「土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義 その1及びその2」(相場中行弁護士)
- (2) 会員必携については、全会員向けの「基本書」とするための見直し作業を行い、平成26年度中に公開する予定である。
(主な見直し点)
 - ・本編と資料編に分けた2部編制・出典先の明確化・時間経過に伴う表現・文言等の修正

広報部

- (1) メディア等を利用した広報活動として、新たなテレビ番組を制作する。内容としては、2、3人の会員に出演していただき、その業務や人となりを紹介することで、関係者や国民に、土地家屋調査士の仕事や業務内容について、より深く理解してもらうとともに、土地家屋調査士を目指す人の増加を図ることを目的とする。現在、鋭意収録等を行っている。なお、放映日は平成27年2月下旬を予定している。
- (2) 『境界紛争ゼロ宣言!!』に係る看板設置として、イベント等での使用を想定し、バナータイプの横断幕を作成して、各ブロック協議会へ送付し

た。また、静岡会の会館に看板を設置してもらうことができた。

社会事業部

- (1) 土地家屋調査士関連業務の拡大として、関連する新たな業務について2つの地域で行われている例を研究し、ADR認定土地家屋調査士の活用も視野に入れながら業務の拡大の検討を行っている。
- (2) 岐阜会、和歌山会のADRセンターが裁判外紛争解決手続の認証申請をするための事前面談を行った。また、全国の土地家屋調査士会に設置されているADRセンターが、国民に広く活用されるように、ADRセンターの将来構想について検討を行っている。

研究所

- (1) 土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究として、目標は、全国の各ブロックに研究会を立ち上げ、第1ステップとして「地籍問題研究会の土地法制部門」として組織化したい。
- (2) 会長から付託された研究事項「課税台帳と登記簿の2元化解消の研究」について研究を進めてきた。東日本大震災の復旧の問題、廃屋の放置、過疎化、山林の荒廃等の社会問題の解決には現況を正確に掌握し、管理が適切に行われることが重要である。土地及び家屋の課税台帳を現地及び登記簿と一致させることが、その解決の近道であることを、国民目線で必要性を問う提案書を取りまとめた。

***平成25～26年度研究テーマについて、担当研究員からの研究報告発表会を、土地家屋調査士会員に公開する形式で、下記のとおり開催する予定である。**

日時 平成27年3月19日(木)午後1時～同5時10分、
20日(金)午前9時15分～正午
場所 土地家屋調査士会館3階会議室

土地家屋調査士特別研修運営委員会

- (1) 平成26年10月1日に220名がADR認定土地家

屋調査士の認定を受け、合計の認定者数は累計5,630名となった。全会員17,111名に対し、累計の受講率は44.2%、累計のADR認定土地家屋調査士の割合は32.9%である。(平成26年10月1日現在)

- (2) 「第10回土地家屋調査士特別研修」は、同年2月6日から4月4日まで約2か月間に亘り本研修を実施する予定としている。

続いて、連合会からの説明事項が行われた。

2 連合会からの説明事項

■「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について

- 1 役員(理事)への当該業種(土地家屋調査士)の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者(以下「外部理事」という。)の登用として、大学教授を検討している。
- 2 平成29年6月の定時総会における外部監事の選任に向けて、平成27年度に同会則及び同役員選任規則の一部改正(案)を作成することとしている。
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び同情報公開に関する規則について、「附属明細書」を含めた財務内容等に関する書類のそれぞれの名称を明記する一部改正を行った。
- 4 手数料等(土地家屋調査士名簿の登録等及び土地家屋調査士法人の届出等の各種手数料)の算定根拠(経費の内訳ごとの積算額)及び上記手数料等を徴収している事務の収支に関する資料を作成しているところである。

■各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について

全国的に均一化された土地家屋調査士業務を提供するための会務運営(指導・連絡、広報、研修)の環境の維持及び整備等を目的に、土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成を行うことについて、平成26年11月30日までに、当該土地家屋調査士会10会すべてに助成金を交付している。なお、平成

26年度における各土地家屋調査士会の取組内容は下記のとおり。

広報（ラジオ、新聞広告、HPリニューアル、広報ポスターデザイン作成、ネームプレート、チラシ印刷及び折込）

研修（会員研修等、ブロック事業の研修会への助成及び単位会事業の研修会の開催、ライブオンシステムの構築）

その他（日調連公開シンポジウム、日調連実務講座への旅費日当及び宿泊費）

■不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式について

不動産登記規則第93条不動産調査報告書様式の改定案に関する意見照会取りまとめを行った。

意見数（項目別）として、総意見数705件（全般144、土地335、普通建物141、区分建物30、ソフト55）。また、各法務局から法務省に寄せられた意見数は全体で200件程度あった。今後の予定として、平成27年1月中に報告書改定案の修正の検討、1月中旬～法務省協議、3月末に修正案（最終）作成の予定。

■懲戒処分における調査の全件委嘱に係る現状報告

懲戒処分における調査の全件委嘱について、平成26年度第1回全国会長会議（平成26年9月25日、26日）におけるグループ討論では活発な議論が行われ、その後の全体会議において4グループの議論の内容が報告され、意見交換がされたところである。

連合会においては、第1回全国会長会議における積極的意見、消極的意見、その他の意見を踏まえ、①今後の方向性について、②綱紀委員の更なる能力向上について、③予算についてなどの検討を進めていく。

続いて、林会長及び各部長等から平成27年度の事業方針について説明されました。

3 平成27年度における事業方針

■平成27年度事業方針大綱（案）

■平成27年度各部等事業計画（案）

意見交換の後、加賀谷朋彦副会長による閉会のことばで終了となりました。

広報員 羽鳥光明（東京会）

G空間EXPO 2014

地理空間情報科学で未来をつくる

スマートフォンの急速な普及や通信環境の充実、オープンデータ推進の動き等に伴い、位置と時間の情報(=G空間情報)を取得・活用できる環境が大きく進展した今日。様々な分野でG空間情報を活用した製品やサービスが生まれ、G空間情報は日常生活や経済活動に欠かせないものとなっています。

それらの環境を支える測位技術の分野においては、平成22(2010)年9月準天頂衛星の初号機「みちびき」が打ち上げられ、平成30(2018)年に4機体制の運用開始が予定され、将来的には7機体制への拡充を国は目指しています。

また、平成32(2020)年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることが決定しており、G空間情報を活用した様々な技術やサービスの登場が期待されています。

「G空間EXPO」は、地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)に基づき、G空間社会の裾野を広げることを目的として、産学官の連携により平成22年9月に行われた「G空間EXPO」を皮切りに、これまで3回にわたって開催されています。

第4回として、G空間EXPO2014が平成26年11月13日・14日・15日の3日間にわたり開催されました。三日間の来場者数は延べ2万人を超えており、国民の「G空間(情報)」(科学技術分野の一つである「地理空間情報技術」(=Geospatial Technology)の頭文字である「G」を用いた、「地理空間(情報)」の愛称)への期待の高さが伺えます。

このような中、土地家屋調査士の活躍する場があるのではないかと考え、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)は、最終日の15日(土)に下記のとおりシンポジウムを開催しました。

■公開シンポジウム

ー地籍情報の共有化と一元化及び公開の有用性ー

【日時】

平成25年11月15日(土)午前10時30分～午後4時

【場所】

日本科学未来館(東京・お台場)・7階イノベーションホール

【概要】

高度情報化社会に対応した国土基盤情報の整備推進のため、地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)が施行されました。平時においてはもとより、緊急時においても有効に地理空間情報を利活用できる環境整備の一環として、5年後、10年後の基準点体系を、電子基準点を基盤とした制度に見直すスマート・サーベイ・プロジェクト(SSP)を実行しようとしています。地籍調査事業も、その一環として、新たな測量計測機器の利用を可能とした準則改正なども計画されています。

私たち土地家屋調査士は、NSDI法の理念に添い、関係各所の立場からの意見を集約し、これからの地籍情報の共有化と一元化及び公開の有用性と空間情報の進化について考えることを目的として開催しました。

■研究報告(報告順)

報告1 「事後責任社会における土地家屋調査士の情報公開」

報告者 児玉勝平
(土地家屋調査士・連合会常任理事)



- 1 はじめに
- 2 土地家屋調査士の能力

1. 地番界を判断する力(基準を見る目)
2. 所有権者を発見・認定する力(所有者の名付け親)
3. トラブルの原因を発見し、予防・解決する力(違いが分かる目)
- 3 もし、登記と異なり、損害を受けたら(キーとなることば)
 - ・責任を負わない特約 ・知っていたのか知らなかったのか ・売主が誰かで決まる特約 ・事実を知っていたか、立証は困難
- 4 インターネットを利用した不動産取引の解禁(キーとなることば)
 - ・ネット取引で想定される変化 ・不動産流通関係情報ストックの運用 ・求められる情報 ・予防するには事前調査 ・事前調査を避ける
- 5 事後責任型社会への移行に即して
- 6 土地家屋調査士の情報公開ー地籍から空籍ー
- 7 最後に

私たち土地家屋調査士が持っている情報は、まさにこれからの事後責任型社会の形成へ貢献できるものであり、そのためにも私たちの業務情報を公開するシステムの検討を行っているところである。これからの地籍は、不動産登記法にいう地籍のみならず、空間情報、相隣情報などさまざまな情報をみんなで提供しあって作られていくであろう。

そんな中、私たち土地家屋調査士には新たな職責として、相隣関係を豊かにするための助言者としての役割が求められるのではないか。

報告2 「地図変更情報の蓄積と利用」

報告者 木野裕一郎氏
(株式会社ゼンリン事業企画本部営業企画課課長)



現在の住宅地図は、調査員により足で情報を収集

し、それを蓄積・更新して、目的ごとにレイヤーで分けた管理をして提供している。また、カーナビゲーション用地図データについては、計測車両を用い、画像と位置情報を同時に収集し、その情報を画像処理と目視でデータ化して提供しているところである。これまでは、目的に応じた情報を個別に整理し、それらを重ね合わせることで地図情報を提供してきたが、これからはあらゆる情報を「地物」として整備していく「時空間情報システム」を検討している。これは、目に見える情報(建物、道路など)のほか、目に見えない情報(行政界、境界、地番など)も「地物」として蓄積していき、時間軸で関連づけるシステムであり、過去・現在・未来の地図情報を必要に応じて提供するシステムである。すでに一部は商用化されているが、例えば建物の築年数推計や商業地などの移り変わりを把握することは、ターゲットを絞ったマーケティングなどに利用可能であると考えられる。ただし、これらの情報は一企業が単独で収集していくのは困難であるので、情報を持っている関係各所とパートナーシップを組んで取り組んでいきたいと考えている。

報告3 「官民の防災情報共有における地理空間情報の意義と課題」

報告者 花島誠人氏
(独立行政法人防災科学技術研究所主幹研究員)



- 1 はじめに
 - (1.) 情報共有とは ～情報共有の概念枠組～
- 2 東日本大震災における地理空間情報利活用
 - (1.) 東日本大震災における地理空間情報は役に立ったか
 - (2.) 震災対応からみえた地理空間情報の共有と利活用の課題

3 防災・災害情報の共有における地理空間情報の役割

- (1.) 防災・災害情報を時空間的に統合
- (2.) ハザード情報をリスク情報へ変換
- (3.) 社会情報基盤としての地理空間情報

4 官民の防災・災害情報共有・利活用に向けた取組

- (1.) 府省庁における防災・災害情報共有の取組
- (2.) レジリエントな防災・減災を目指して ～防災科研の取組～

「情報共有」とは、一つの事象に関する情報が複数の主体において共通して認識されることである。東日本大震災においては、大規模なインフラの破壊により電子情報へのアクセス手段がなくなり、地図は紙媒体だよりであった。また、地籍図のデータも提供してもらってもフォーマットが異なるので利用することができなかった等、防災・災害情報共有の難しさが問題となった。最近になって、そのような情報を時空間的に統合することが技術的にも可能となってきており、広島県の災害についてもハザード情報はすでに公開されていた。これからは、ハザード情報からリスク情報への変換が重要であり、その認知のためにも地理空間情報が有効であると考えている。共有化が図られれば、救助の効率化や復旧の円滑化、またきめ細かい防災対策の実現が可能となる。そのための課題としては、オープンにする領域とそうでない領域の設定の仕方やデータの鮮度、また、可用性、真正性、相互運用性という3つの要件をどのように担保するのかということが上げられるだろう。

報告4 「空間情報アーカイブの試み」

報告者 西村右文

(土地家屋調査士・連合会研究所研究員)



重要記録を保存・活用し、未来に伝達するという

「アーカイブ」の定義からすると、私たち土地家屋調査士が行っている業務はまさにそれに当たる。しかし、現在の状態では十分に活用されているとは言い難い。そこで、各土地家屋調査士が持っているデータを一元化し、三次元で図形化するなどしてより便利に活用できる方法を研究課題としている。

先ずそのためには、データ作成のために増える個人の負担や集約の仕方、またデータをどこまで公開するかなどの課題が多くある。

三次元データの作成については、現在ではより手軽に三次元データが作成できるソフトウェア(例 sketch up make、Pix4D mapper など)が開発されているので、将来のデータ一元化を見据え、このような知識を蓄えていくことも必要だと考えている。

■基調講演

「地籍調査におけるスマート・サーベイ・プロジェクト」 講演者

檜山洋平氏

(国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長補佐)

- 1 地籍調査の概要
- 2 地籍調査の実施状況
- 3 地籍調査の方法
- 4 地籍調査におけるスマート・サーベイ・プロジェクト



まちづくりの基盤や災害時の復旧・復興の早期化にも有効な地籍調査であるが、現在の進捗率は50%程度である。国は、国土地理院が策定した公共測量における「電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル」における手法を地籍調査にも取り入れ、ネットワーク型RTK-GPSなどの新技術を利用した測量の効率化を行うことを検討している(スマート・サーベイ・プロジェクト：SSP)。新

しい手法によれば、これまで電子基準点→四等三角点→図根三角点という流れで行っていた測量が、四等三角点を使用せずに電子基準点から直接図根三角点を設置することが可能となり、測量の大幅な効率化が図られることが期待されている。国としては、27年度から新手法を取り入れたいと考えており、今後、新手法によるさらなる検証作業や新しい調査方法の普及・啓発を行っていききたいと考えている。

■パネルディスカッション

「地籍情報の一元化による地図管理及び公開の有用性」 パネリスト

川口保氏(公益社団法人日本測量協会測量技術センター参事役 兼 管理部長)、花島誠人氏、木野裕一郎氏、児玉勝平

コーディネーター

佐藤彰宣(土地家屋調査士・連合会常任理事)

【趣旨】

各報告及び基調講演を踏まえ、スマート・サーベイ・プロジェクトの一環としての電子基準点を基盤とした制度を防災、位置情報サービス、地籍図作成等、多目的に利用することについて、地図を作成する側、利用する側とそれぞれの立場から、土地家屋

調査士の所有する地籍情報を一元管理・更新すること及びそれらの情報を公開することの有用性を議論し、これからの土地家屋調査士像を考える。

【議論】

- ① それぞれの立場からの現状
- ② 問題の整理と提起
- ③ 解決に向けて
- ④ 今後の利活用の方法について
- ⑤ まとめ

『どこか一か所に地図に関わる情報をまとめ、随時更新し、共有し、平時・有事に関わらず、全ての人が活用できる環境になるということは大変意義が深いと思われる。地図を利用する側にとっては非常に便利であるし、それを実現するためにも、地籍情報を取り扱う専門家団体が共有化環境を、各々が連携を図りながら整備する必要がある。私たち土地家屋調査士は、関連する団体と互いの専門性を認め合い、協調し合うこと、協働することにより、次世代の四次元管理体制の整備を意識しながら、将来ビジョンを掲げて努力していきたい。』と結び、本シンポジウムは終了しました。

広報部次長 金子正俊(大阪会)



『日調連主催「実務講座」～土地境界実務～』

開催報告

副会長(実行委員長) 宮嶋 泰

平成26年12月14日～16日、晴海グランドホテル(東京都中央区)にて『日調連主催「実務講座」～土地境界実務～』が開催されました。

今期、日調連では「境界紛争ゼロ宣言!!」を前面に掲げ、①分筆登記等の日常業務の中における筆界確認を正しく行うことによって境界紛争の芽を摘む、②調査測量の成果を「地図」等としてまとめあげて公示することによって境界関係の安定化に寄与する、③不幸にして境界紛争として顕在化した場合にも、さまざまな方法(筆界特定、ADR、裁判)によって解決していく——という全体としての土

地家屋調査士の業務展開によって「境界紛争ゼロ」へ向かう方向を示しています。この実現のために、土地家屋調査士を名実ともに「土地境界の専門家」として確立していくことが必要であり、そのために必要な諸能力の獲得・研鑽へ向けたたゆまぬ努力を継続していくものとして土地境界実務に関する講座の開催に至ったものです。

本講座には、全国各会から97名(各会2名基本)が受講者として参加しました。

以下、2泊3日にわたる講座の概要を報告いたします。

1日目

林千年会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会林会長の挨拶から講座がスタートしました。

林会長の挨拶は、「境界紛争ゼロ宣言!!」を掲げ平成26年11月に開催された「日調連公開シンポジウム—境界紛争が起きない社会」の成功に続いて、「境界の専門家」としての土地家屋調査士への社会的認知の獲得へ向けてともに進んで行く方向を明らかにして、受講

者への激励を含めたものとなりました。

実務講座の概要—「土地境界の専門家」としての土地家屋調査士の確立へ向けて

副会長・講座実行委員長 宮嶋 泰
続いて、講座の実行委員長でもある宮嶋から、講座の概要説明を行いました。

概要説明においては、日調連・各土地家屋調査士会の基本的役割である「業務の改善進歩の指導・連絡」について確認した上で、「土地家屋調査士の業務と制度」の全体への責任を持つていくことの必要性、特に「境界紛争ゼロ」に向けて日常的な筆界確認、地図作成、紛争解決機能の総合的な取組みを行っていく必要性を訴え、その上で、わが国の境界問題の構造を踏まえながら、現実「唯一の境界の専門家」である土地家屋調査士が、さらに高度な解決能力を有する専門家として成長・確立していくために求められる能力を挙げ、本講座におけるそれらの獲得を課題として示しました。

また、講座のあり方として、単に受動的に「聞く」だけのものでは



林会長



宮嶋副会長(実務講座実行委員長)

なく「聞く→考える→話す→聞く…」という循環によって意義深いものにしようと思いました。

特別講演「土地境界問題解決への貢献のために～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて」

江原健志東京地裁判事

特別講演として、前法務省民事局民事第二課長でもある東京地裁江原健志判事から「土地境界問題解決への貢献のために～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて」と題する講演をいただきました。

江原判事は、法務省民事局における経験を踏まえて、現在の裁判官としての立場から、土地境界問題の解決へ向けた課題と土地家屋調査士の役割への期待を明らかにしていただきました。

それは「土地境界紛争解決のためのツールの多様性」を踏まえて、「表示登記における関与」「筆界特定における関与」「筆界確定訴訟における関与」「境界紛争ADR、所有権確認訴訟における関与」という各場面において土地家屋調査士が果たすべき役割を示すものであり、土地家屋調査士に対する社会的な期待の大きいことを示すものでした。また、江原判事が、法律家としての立場から、「法律関連専門職」としてはマニュアルや通

達などのみに依るのではなく、あくまでも法令を基礎に判断することの必要性を強調されたことが印象的でした。

2日目

講義1「筆界と境界の法律論」

寶金敏明

駿河台大学法科大学院教授

2日目は、寶金敏明駿河台大学法科大学院教授による「筆界と境界の法律論」の講義から始まりしました。

寶金教授は、筆界と取得時効による所有権界とが相違するに至った具体的な境界紛争の事例から、「安定筆界」なるものは存在するのか？という問題提起がありました。

それは、「筆界」という概念が、わが国の境界問題の中で果たす役割を明確にするとともに、その有効性が具体的な様々な事例の中で厳しく問われ続けるものであることを明らかにするもので、たいへん刺激的なものでした。

土地家屋調査士が「土地境界の専門家」として確立し、社会的な役割を十全に果たしていくためには、寶金教授から提起された「筆界と境界の法律論」をめぐる問題について考え、答えていくことが必要だということを確認し、以降

の講座に臨む形となりました。

事例紹介1「筆界特定と訴訟」

吉崎英司日調連理事(業務部)

本講座では、全国各地の境界問題が地域の特殊性を持っていることを踏まえて、各地の実状を具体的な事例を見ながら紹介して、地域的な異同について考えることとしました。

まず、初めに、吉崎理事(奈良)から、筆界特定手続が行われた後に、訴訟(本訴＝筆界確定訴訟、反訴＝所有権確認訴訟)に至った事例の紹介がありました。

境界について一度紛争化してしまうと、当初には予測し難いさまざまな問題が起きることが具体的な事例として示され、解決へ向けての土地家屋調査士の課題を具体的に考える必要性のあることを確認しました。

講義2「筆界特定とADR～調査測量実施要領追録第4号の解説」

北村秀実

日調連ADRセンター副委員長

北村秀実日調連ADRセンター副委員長から、昨年「調査・測量実施要領」の追録第4号として新たに設けられた「第4編 筆界特定手続」「第5編 民間紛争解決手続」の解説を含めて「筆界特定とADR」の講義がなされました。



東京地方裁判所判事 江原健志氏



駿河台大学法科大学院教授 寶金敏明氏



北村秀実日調連ADRセンター副委員長

本講義においては、専門資格者の業務要領である「調査・測量実施要領」における「努力義務」の重要性を明らかにした上で、筆界特定・ADRを貫くものとしての「説明義務」「委任契約」「依頼者との関係」、筆界特定手続における「意見書の提出」「実地調査、意見聴取等の期日、調書等の閲覧」「手続終了後の業務」、ADRにおける「共同受任」「代理人の責務、申立、調停期日への出席、和解」「弁護士との関係」といった諸問題についての具体的な内容について解説を行い、「紛争解決」のためには新しい課題があり、それに応えていくことが必要であることが示されました。

事例紹介2「国土調査により作成された地図と実務における境界確認の留意点」

土井將照日調連理事(研修部)

各地域の事例紹介の2番手として、土井理事(福島)から「国土調査により作成された地図と実務における境界確認の留意点」の報告として、初期の国土調査によって作成された地図については航測法によって観測された図根点がベースになっている場合もあり、現在のGNSS測量にて観測された値を、そのまま復元の基礎としてしまうと本来の筆界点位置を誤ってしまうことがあること等、業務上に留意すべきことが具体的に紹介されました。

事例紹介3「北海道の測量と地図」

山谷正幸日調連理事(研究所)

事例紹介の最後は、山谷理事(旭川)からの「北海道の測量と地図」

の報告です。

北海道においては、明治以降三角測量による基準点の設置とそれに基づく地図作成とされた経緯があり、他の地域と異なる特殊性のあることが紹介されました。北海道における地図作成の特殊性、特に個別の地域における経緯を知って筆界の復元や復元に当たることの必要性が示され、前の国調地図の問題として合わせてそれぞれの地域における特殊性を踏まえた業務実施の必要性が明らかにされました。

講義3「土地家屋調査士の調査と表現について」

西田 寛

日調連筆界特定制度推進委員会委員長

講義の最後に、西田寛日調連筆界特定制度推進委員会委員長から「土地家屋調査士の調査と表現について」の講義がありました。

西田委員長は、まず土地家屋調査士の置かれた環境と学ぶべきことの全体像を示し、その上で、土地家屋調査士の社会的存在意義と貢献について、表示に関する登記の真実性確保を基礎に、紛争解決に寄与していくものとして明らかにし、特に司法領域における関与(専門委員等)への期待が大きいことを示します。この課題を担って



西田 寛
日調連筆界特定制度推進委員会 委員長

いくためには、土地境界を扱う専門家、プロフェッションとしての自覚を持って、資料調査(収集)・資料評価(分析)・判断に当たり、それを的確に表現する能力が必要であることと職業倫理の重要性が強調され、全体の講義を締めくくられました。

グループ討議

全国からの受講者を、地域・年齢・経験年数等が平準化するように8つのグループに分け、グループ討議を行いました。

グループ討議は、「筆界調査委員としての意見書起案」と「土地家屋調査士会の組織的課題」の二つの課題について行いました。

まず「課題1」として、事前に起案演習用の課題として設例した架空の筆界特定事案について、筆界調査委員としての意見書を起案するとしたら、どのような論点を挙げるべきか、という課題です。

設例の資料を読み込んだうえで、「筆界の判断要素」に照らして論点を組み立てていく論議は、各



グループ討議の様子

グループのリーダー役を務めていただいた中邨(京都)、大森(福島)、漆畑(静岡)、中野(奈良)、甲斐(大分)、飯沼(岐阜)、秋山(千葉)、三戸(青森)各会員のたくみなリードもあり、活発に繰り広げられました。筆界の位置の特定としては「A説」「B説」のどちらとしても考え得る事例について、それぞれの立場で気が付いたこと、考えたことを突き合わせていく討議は、互いに新たな論点に気づかされる等刺激的なものになったようです。

「課題1」についての討議が白熱したため、「課題2」について十分な時間のとれないグループが多くあったようですが、講座の全体を受けて、それぞれの会において組織的な課題の深化と実践に結び付けていただきたいと思います。

3日目

グループ討議報告

3日目は、初めに8つのグループから討議内容についての報告を各グループリーダーから受けまし



班リーダーによるグループ討議取りまとめ発表

た。報告は、一人10分という短い時間制限の中でのものでしたが、臨場感のある内容が的確にまとめられており、充実したグループ討議の内容を窺い知ることのできるものでした。

質疑・意見

続いて講座の全体を通じての質疑応答を行いました。

各地域における業務展開の中で直面する諸問題について、本講座で触発された問題意識を含めて積極的に質問・意見が出され、全国の土地家屋調査士が同じような課題の解決へ向けて努力されていることが明らかになり、日調連としてもそれに応えていくことの必要性をあらためて確認しました。

総括

菅原唯夫副会長・講座実行委員会副委員長

最後に講座の実行委員会副委員長でもある菅原副会長が一つ一つの講義について内容を再確認しながら、そこから学ぶべき点をあらためて明らかにするものとして「総括」を行い、2泊3日の講座を閉じました。

年末の繁忙期、大雪などの厳しい気象条件の中、2泊3日の講座に集中を切らず熱心に参加していただいた受講者の皆様に感謝い



菅原副会長(総括)

たします。全国の土地家屋調査士会において、このような努力を続けていくことによって土地家屋調査士の明るい未来を切り拓いていけるのだと思います。継続的な実践の努力をお願いいたします。

受講者アンケート

講座終了後、受講者にアンケート調査を実施しました。

「12月中旬」という開催時期については、年末の業務多忙期ということから(「よくない」49%、「あまりよくない」39%)との回答が多数を占め、参加された皆様には大きな負担をかけたことを申し訳なく思いますが、講座の内容については概ね満足いただき(「満足」48%、「やや満足」31%)、自分自身のためになったとともに、講座の内容を各土地家屋調査士会にフィードバックできると思う(86%)との感想と決意を持っていただいたようです。

また、日調連においてこのような講座を開催していくことについて希望が多い(「毎年希望」37%、「2・3年ごとに希望」57%)ので、今後の日調連の事業企画の参考にしていきたいと思っています。

震災経験の報告

心の除染を訴える

1963年12月1日

この日は何の日だと思いますか。実は福島第一原子力発電所建設用地の買収交渉がスタートした日だそうです。あの東京オリンピックの前年、昭和38年のことです。1965年8月には第一期の買収が完了しました。

当時の大熊町、双葉町はどんな状況だったのか。目立った産業もなく農漁業で細々と生活し、オリンピック景気にわく東京での出稼ぎが現実ではなかったか。そこに降って湧いたような原子力発電所建設工事です。『東京電力の発電所ができれば地域は発展する。』『建設工事で雇用が生まれる。』『協力すれば息子を発電所で雇用する。』

2年もかからず用地買収交渉が完了したのも頷けます。どうしてここを建設予定地としたのかという理由もまたそこにあったのでしょうか。

地震、津波そして原発事故

2011年3月11日、14時46分18秒、宮城県仙台市の東方沖70キロメートルの海底でその異変は起きました。日本列島の地下へと沈み込んでいる太平洋プレートによってひずみが蓄積され日本海溝の圧力が増大し限界を超えたその瞬間、巨大なエネルギーが一気に解放されたのです。マグニチュード9.0、最大震度7という「東北地方太平洋沖地震」が発生した瞬間でした。

岩手県、宮城県、福島県を中心に15メートルもの大津波が来襲、北海道から関東南部に至る広大な範囲で甚大な被害が発生、多くの尊い命が失われました。

東京電力福島第一原子力発電所はこの地震により緊急停止、その後14メートルを超える津波によりすべての電源を喪失します。この時から福島県は放射能汚染というこれまで経験したことのないものの闘いが始まり、『フクシマ』『フクイチ』という単語が世界中を飛び交うことになりました。

ちょっと怖い話

放射性物質や放射線は人間の目には見えません。当然臭いもしません。「ジリジリ、ビリビリ」などの音もしません。手を近づけると皮膚が「ザワザワ」することもありません。口に入れば舌がしびれることもありません。

そこで、この放射性物質や放射線が見えたらどうなるか。たとえば放射性物質に汚染されたところが紫色に見えると仮定してみましょう。高濃度のところは濃い紫色に、低濃度のところは薄い紫色に見える。そんなイメージです。ついでなので臭いも付けてみましょう。温泉地に行くと臭うイオウのような臭いがするというのはどうでしょう。そうです。放射性物質に汚染されたところは紫色に見え、イオウのような臭いがすると仮定します。

2011年3月11日の地震と津波によりすべての電源を失った東京電力福島第一原子力発電所の1号機は3月12日、15時36分に、3号機は3月14日、11時01分に水素爆発を起こし、大気中に大量の放射性物質を放出しました。3月16日、福島第一原子力発電所から西へ60キロメートルの郡山市に住む私はある異変を感じます。自宅の周りを見るとところどころ薄い紫色に霞んでいます。恐る恐る鼻を近づけてみるとイオウのような臭いがします。今まで経験したこともない光景に驚きつつ、いったいこれはどういうことなのか。急いでテレビのスイッチを入れアナウンサーの声を聴いて愕然となります。「福島県のほぼ全域が放射能に汚染され紫色に染まっています。繰り返します。福島県の…」まもなく総理大臣が画面に現れ「直ちに健康に影響はありません。安心してください。落ち着いて行動してください。」と必死に繰り返しています。

この後、私たち福島県民はどんな行動をとるか。だいたい想像はつきますね。仮に低線量であり直ちに健康に影響を及ぼさないことが事実であったとしても、周りを見れば放射能に汚染され紫色に染まっているのです。こんな危険なところから一刻も早く避難しなければと考えるのは当然でしょう。200万

人を超える福島県民が先を争って避難するのは確実です。紫色にかすむ県外へと通じる道路は避難する車両で大渋滞となり、ガス欠となり動けなくなる車両が続出し、道路はその機能を完全に失います。完全なパニック状態です。県外からの救助の手も期待できず、国を中心とする行政機関もまったく打つ手なし。そこには地獄絵図と化した光景が広がります。

復旧作業を急ぐ福島第一原子力発電所構内はどうか。濃い紫色におおわれ視界はほとんどゼロとなり、作業員も恐怖に凍りつきます。電源を失った原子炉を冷却するための作業は困難を極め遅々として進まず、事態は悪化の一途をたどりメルトダウンした1号機から3号機の原子炉は圧力の限界を超え次々と爆発、その影響で4号機の使用済み核燃料がメルトダウン、最悪のシナリオをたどることになるでしょう。当時の菅総理が頭によぎったという『東日本壊滅』が現実となったことでしょう。

以上はあくまで仮定の話です。幸い(?)なことに見えないのが現実です。

『フクシマ』の苦悩

原発事故後、放射線量が高いため強制的に避難を強いられている区域があります。

福島県災害対策本部のホームページ(平成26年12月集計)によると福島第一原子力発電所が立地する大熊町、双葉町を含む10市町村を中心に県内の仮設住宅、借り上げ住宅などに避難している人が75,601人。県外への避難者は45,934人となっています。いまだに12万人を超える人たちが住み慣れたふるさとに帰れないという状況にあります。この中には福島会の土地家屋調査士16人も含まれています。

この避難者の状況はどうなっているか。新聞報道やネット上にあふれる声を拾ってみると、

『浪江町で息子夫婦と孫と暮らしていた女性は埼玉県内で一人暮らし、息子は南相馬市で仕事に就き、その妻子はいわき市で生活する。一家離散の状態。』

『仮設住宅の壁は薄く隣の部屋の話し声が聞こえる状況の中で、家族関係が悪化する例が多い。自殺まで至らなくてもうつ状態になる人が増加している。』

『自殺の増加にも歯止めがかからず、アルコール依存症も深刻化している。仮設住宅での孤独死も後を絶たない。』

『避難後の環境変化などで被災者が亡くなった「震災(原発)関連死」は増え続け、地震や津波などによる「直接死」を上回った。』

『放射能の危険に対する見解の相違などから夫婦関係がぎくしゃくし離婚に至るケースも少なくない、「原発離婚」という新語さえ生まれた。』

『飲食店でビール一杯頼んでも「賠償金で酒を飲みやがって」と見られているように感じる。』

『戻りたいけど、戻れない。』

『お金なんかいらさないから、元に戻してほしい。』

『これだけの被害を出しておいてだれも責任をとらない。怒りで震えている。』

『先の見えない避難者たちの心の疲れはもはや限界に近づいている。』

避難者のおかれた状況の深刻さが十分すぎるほどわかるのではないかと思います。避難生活が長期化し、ふるさとへの帰還の見通しは立たず、一時帰宅するたびに朽ち果てていく自宅にため息をつき、孫が就学期を迎え、親は高齢で介護が必要となり、という様々な困難が多くの避難者に降りかかっています。

これとは別に私が住む郡山市のように低線量で普通に社会生活が営まれているところがあります。

小さな子供を持つ家庭では、妻と子供を県外に自主避難させ、自分は仕事の都合で県内にとどまるという人がいます。これには補助はありませんから、経済的負担がたいへんです。また、避難すればすべて解決かという、事はそう単純ではないのです。避難先で心無い言葉を浴びせられ、なかなか生活に馴染めず孤立する。二重生活により親や子供にストレスがたまり、放射能や避難に対する見解の相違が生まれ「原発離婚」にいたる。

中には「これくらいの放射線は体には良いのだ」「過敏に反応しすぎだ」という方もいます。これも一理あるのかもしれませんが。要は人体にどんな影響があるのかという科学的根拠が明確でないために様々な混乱が起きているのです。

今、福島第一原子力発電所では、毎日6,000人が高線量の中、廃炉作業に取り組んでいます。東京

電力は40年で廃炉作業を完了させるとしています。私は100年にかかるだろうと思っています。

汚染水処理は今年3月末までの全量処理目標を断念しました。切り札のアルプス(多核種除去設備)は故障続き、凍土遮水壁も想定どおりに凍らず、高濃度の汚染水を貯めるタンクは増え続けています。いまだに地下水すら制御できないのです。

福島県内の除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設についても、大熊、双葉両町が受け入れることを表明しました。受け入れなければ福島県の復興が進まないという苦渋の選択です。30年以内には県外の最終処分場へ運び出すという、信じられないような法律がオマケでついています。

天気予報と放射線量

福島県内には放射線量を自動測定するモニタリングポスト(写真1)が2,700機設置されており、リアルタイムでその時の放射線量が表示される仕組みです。この観測データは原子力規制委員会等のホームページで見ることができます。

全国の皆さんは知らないと思いますが、福島県内の各テレビ局の天気予報では最後に放射線量(写真2)を知らせる時間があります。「続いて各地の放射線量です。各自治体の最小値と最大値です。」という具合です。



写真1 (0.152マイクロシーベルトと表示)

今こそ心の除染を

現在、私は震災前と同じ事務所で土地家屋調査士として業務を続けています。放射線についても最初は気になりましたが最近では慣れました。

とにかく震災前と変わらない生活があることに感謝しなければなりません。

県内の除染作業は続いていますが避難区域の除染作業は始まったばかりです。今後とも徹底した除染を望むばかりです。

この放射能は多くの人々の心をも汚染しました。この12万人を超える避難者の現状をいつまで放置するのか。

20年前に阪神・淡路大震災を経験しそしてこの東日本大震災です。地震は天災であり自然を制御することなどできないことを思い知ったはずですが。地震列島である日本に住んでいることを再認識し最悪の事態を想定する。

『フクシマ』に住む私たちだけではなくこの地震列島に住む多くの人たちの心がある意味、汚染されてはいないか。今こそ立ち止まって考える時ではないか。

あらためてあの震災から学ぶことがあるはずですが。そのことが多くの人たちの『心の除染』に繋がると思うのです。

広報員 鈴木義雄(福島会)



写真2 (今年1月11日のテレビ画面)

『土地家屋調査士制度発祥の地』碑 移設

移設完了式

日時：平成26年12月8日(月)正午～午後1時

場所：松本市総合体育館敷地(長野県松本市美須々5番)

記念碑は、広く大衆の目に触れる場所に置かれ、人々の記憶を呼び覚まし、大切なことを気づかせてくれるために存在します。『土地家屋調査士制度発祥の地』碑は、土地家屋調査士法制定運動一途に尽くされた諸先輩の歴史的精華を後世に語り継ぎ、更に未来へ限りなき発展を期するため、制定運動が産声をあげた長野県松本の地、ライラック公園内に、1995年(平成6年)10月3日、全国土地家屋調査士松本大会の開催を機に建立されました。

その後『発祥の地』碑は、まつもと市民芸術館の建設に伴い、松本市総合体育館北隣の地に移されましたが、この度、記念碑としての目的を更に推し進めるべく、より市民の方々の目に触れやすい体育館、キッセイ文化ホール入口の植栽地の芝生へ移設がなされました。この移設は全国の会員の総意であり、宮下照也長野会名誉会長、芦澤文博長野会会長をはじめとする長野会会員の方々のご尽力と、松本市の土地家屋調査士制度に対するご理解により実現に至ったものです。

冬晴れの澄んだ空気が静かに流れる中、松本市建設部用地課課長市川洋光様、碑の制作者である彫刻

家高岡典男様、移設作業を請負われた(株)山口石材社長山口尚徳様を御来賓にお招きし、移設完了式が執り行われました。

限りなき未来に向けた「時を内包した形」をテーマに制作された碑の中には、会員有志によりしたためられた手紙が50年後に開く約束のもと円筒形のタイムカプセルに納められているそうです。

制度制定から64年の月日が流れ、とすると法制度としてあることは当たり前、永遠に続くことと安座してしまいがちですが、今を生きる私たちは制度制定のために献身的に取り組まれてきた先人たちの思い、志を決して忘れてはならず、未来社会に向けて、さらなる制度の発展を目指すことの大切さを心に留め置いていなければなりません。

20年ぶりにご自身の作品と対面された高岡氏は、当時と変わらない姿と輝きに感激され、松本支部会員により月2回の定期清掃がなされている話など、会員の碑に対する思いを聞かれて「作品として完成し納めたら、関係する方々の手にすべて委ねられていくものだから」と当時を懐かしみつつ、「作った者としてこんなうれしいことはない」と話されていました。



碑遠景



碑上部

タイムカプセル取出し口。開くのは2045年。

是非、多くの会員におかれましては、松本の地を訪れ記念碑の前に立ち、それがそこに存在する目的とともに『松本宣言』を、心の琴線で触れられる機会を作っていただけるようにと願います。

『土地家屋調査士制度発祥の地』碑は、いつの時代においてもすべての会員は、この制度が未来に向け、国民のためになる制度として更なる発展を期することに全力を尽くさなければならないことを、その大切さを気づかせてくれるために存在しているのです。

書籍『日本を測る人びと』を紹介いたします。1991年大阪会所属の土地家屋調査士により執筆されたものです。土地家屋調査士法の制定に至るまでの先人の苦心の歴史が綴られています。お手に取っ

ていただけることを併せて願い、移設完了式の報告とします。

広報部理事 上杉和子(三重会)



『日本を測る人びとー土地家屋調査士法の誕生ー』
藤原政弥著 武蔵野書房発行

移設完了式出席者(敬称略)

松本市建設部用地課	課長	市川 洋光
彫刻家		高岡 典男
株式会社山口石材	社長	山口 尚徳
日本土地家屋調査士会連合会	会長	林 千年
同	副会長	加賀谷朋彦
同	総務部長	中塚 憲
同	理事	上杉 和子
長野県土地家屋調査士会	名誉会長	宮下 照也
同	会長	芦澤 文博
同	副会長	小山 良生
同	理事	田中 昇
同	松本支部長	成田 俊雄



碑を囲んで
移設完了式出席者

「土地家屋調査士制度発祥の地」碑について

20年を経たモニュメント 「時を内包した形」

彫刻家 高岡 典男
2015年3月

移設が完了した広がりのある場所で見える記念碑は建てた当時と変わらない綺麗な姿であった。この記念碑が心から大切にされていることの証であると思っている。改めて関係者皆様に感謝いたします。

記念碑は黒の御影石で出来ている。シャープなエッジと磨き分けられた色の違い、そして折り畳まれたような不思議な形は、その由来と形がどこから発しているのだろうか？と訪ねて来た人々に謎かけをする。謎解きとコミュニケーションは楽しい対話の時となるはずである。



どっしりと重いひと塊の原石から彫り出された形、アフリカという原産国の大地を想像すること、どうやって切り出され運ばれたのだろうかと思い巡らすのも良い。抽象形態の象徴と土地家屋調査士制度との繋がりは？そしてその答えを見つけながら制度の意味する原点に思いを寄せることになる。「時を内包した形」と副題をつけてあるが、そこにはもう一つ外側からは見えない役割が隠されている。それは半世紀後に開ける約束のタイムカプセルが内蔵してあることである。

記念碑を前にした人にこの抽象造形の理念が何を依り所にし、どこからやって来たのかについて、さらに理解を深めてもらうよう、その狙いや私の造形の背景となるものに触れてみたい。

石という素材は産地により異なった様々な特色があり、それは生成過程の時間を、そのオリジナルな色と柄として持っている。そしてまたどれひとつ同じものは無く、切断方向によっても模様は異なる。制作過程に現れるその石の表情に私はたびたび驚かされる。全く一期一会の出会いなのである。ブロンズなど金属の様に溶かしてまた鋳造するという事は出来ないのである。

彫刻を始めて私は石という素材に出会って魅せられた。石を自分の創作の中心素材としてからは、人類の造り出してきた遺跡遺産というものへの興味が私を捉えた。世界を見渡せば遺跡の多くは石で造られているからである。30年以上続けてきている私の旅と制作活動は1989年のヨーロッパ7か国旅行に始まり、次にアメリカ、メキシコ、イタリア、オーストリア、ドイツ、そしてエジプト、インド、ヨルダンと



2002年エジプト・アスワン



2008年インド・ムンバイ

いう順で進んできた。現代文明のルーツを訪ねるように始めたのだが、それに対抗し消えていった文明にも大いに心を惹かれた。出逢った順番は偶然とはいえ、私にとって芸術の歴史を確かめながら遡る重要なものとなった。人を超えているものの存在を見つめること。世代を超え、時代を超えていく思想や命といった実態の見えない流動するエネルギーの形を感じ取ることを古代の人々から学ぶ旅でもあった。人を超えたものの存在について、古代人はどう考えたのだろうか？人は何を考え、何を残してきたか？ということに興味を惹かれる旅だった。そしてこの経験は私の制作に対する基本姿勢を形づくり、これらを彫刻にどう結実させるかが私の課題となった。

石は固く、そして研ぎ出した形はいつまでも

シャープで風化に耐える。仮に地球を一個の生命として考えてみれば石という素材はその背骨のようなもので地球の表面に暮らす人類がこの素材に着目したのはごく自然だったし、人の歴史と共にあった。

土地家屋調査士制度のモニュメントを制作するに当たり、その素材を私は石に決めた。そして土地家屋調査士制度と生活する人々、それを取り巻く関係をイメージした。実地、実測、測量、境界、書類、正確、厳正、厳格、公正、品格、時間、経過、継続、蓄積、普遍、普及、世代、と思い巡らした。

暫くして私は硬質なアフリカ産の黒い石を選び出した。そして、重なりのある凛とした形態を刻むことを決めた。これがモニュメント「土地家屋調査士制度発祥の地」碑「時を内包した形」である。

略 歴

彫刻家 高岡典男

〒337-0005 埼玉県さいたま市見沼区小深作400-19

TEL/FAX 048-685-6110

『NORIO TAKAOKA STONE WORKS』

<http://www.k3.dion.ne.jp/~stone/>

E-mail tnorio@plum.plala.or.jp

1950 東京生まれ

1976 金沢美術工芸大学美術学科彫刻専攻卒業

1992～3 芸術家在外研修員として文化庁よりイタリアへ派遣

1994 中原悌二郎賞優秀賞受賞

その他海外での活動：

メキシコ、イタリアでの個展、オーストリア・イタリア・メキシコ・ドイツ・ベトナム、エジプト、インドにおける国際彫刻シンポジウムに招待される



2010年インド・バドーダラにて

釧路会

『世界自然遺産・知床国立公園と私の仕事』

釧路土地家屋調査士会 広報部長 横山 健治

私達の土地家屋調査士会は、釧路・十勝・オホーツクの三支部からなっており、会員82名で構成されています。10年前に世界自然遺産として指定された「知床国立公園」と私の仕事として紹介したいと思います。

「知床国立公園」は、知床半島の一帯を言います。普段見慣れているとはいえ、その眺めはいつも心を和ませてくれます。しかし、ここでの仕事となると悩まされることがあります。それは、熊との神経戦です。

知床横断道(国道)から深い山奥に車がようやく通れる道を行き、森や林を過ぎて広く開けたところに、GPSで基準点を設ける作業(スタティック法)をします。もしかして熊がGPSに興味を持ち、いたずらをするかとも思い、2台の車のうち1台をラジオのボリュームを上げてGPSのそばに置き、しばらくの間そこを離れて別の作業に向かいました。国道に戻ってみると観光バスが停まっています。訳はすぐに分かりました。熊です。少し痩せて見える熊(写真右)が木の実を食べるため、木に寄って仁王立ちになっています。そのうち立ち去り、国道の基準点設置作業を終え、GPSと車は無事だろうか心配しながら基準点の作業場に向かいました。全部大丈夫と、一安心です。

川沿いの町道の測量に入った時の事です。数台の

車が停車しています。車のそばには、カメラが立ててあります。目的は熊の撮影です。何日か前に2頭の小熊を私たちは目撃していますが、その熊を撮りたいのです。困ったことにカメラマン達は、どうしても熊を撮るために、餌(鮭の切り身)を散らばしています。もちろん、知床財団などの関係団体は、絶対に餌やりを禁止しているのですがね。

暗くなり始めて作業を終了しての帰り、道端で熊が餌を食べている最中に出くわし、運転手が数メートル手前で停止しました。横を通り抜けるスペースはなく、じっと立ち去るのを待つしかありません。カメラマン達が散らばした切り身をバリバリと音を立てて食べているのが聞こえたような気がしました。ほどなく熊は川の方に去り、何分かの緊張の車中でありました。

この現場では、TSの観測中、私から一番遠くにいる補助者が、熊を目撃して大きな声で「クマ出没!」と注意をうながしました。気づくと、観測する相手は誰もが消えて、姿が見えません。目撃した補助者によると、熊と私との距離は40～50メートル。岩などで私からは見える状態ではなく、何事もなく済んで良かったと胸をなで下ろしました。

この山や川で勇躍として仕事をする若者がいま



知床連山



す。「何ぼなんでも熊には負けるのだからよっぽど気をつけろよ」と注意をうながします。私も「熊が怖くて測量ができないなどと言えるかよー」の方です。しかし、細心の注意が必要です。

最後に、今年の北海道ブロック総会の開催地は、「知床国立公園」のお膝元である宇登呂での開催とな

ります。去年の開催地旭川において、林原釧路会会長の「来年は、宇登呂での開催にしたい」との打診に、会場が拍手に包まれたのです。私の長年の念願がかなったことになります。

もう一踏ん張りして、ブロック総会の成功に寄与したいと思います。

福井会 『私の趣味 軽飛行機操縦』

福井県土地家屋調査士会 佐竹 正博

飛行機を「運転」とは言わない、「操縦」と言う。文字通り「たてをあやつる」のである。操縦士は「たてをあやつる」サムライ資格者で、一方、土地家屋調査士は「法令を操っている」サムライ資格者である。従って、操縦士＝パイロットと土地家屋調査士は似ている資格であると思っている。

飛行機は「たてをあやつる」3次元の乗り物であり一定以上の操縦技量・知識が必要で、これが無いと一歩間違えれば大事故に繋がる。機体操縦運行の責任者＝機長は、定期的な訓練・日々変わる法令の勉強など、操縦技量・知識の維持が必要であり、この趣味を持つ者に一番大事で大変なことである。また機長は、同乗者の命を預かる重要な責務があり、私も緊張感を持ちながら安全第一で操縦している。

一方、皆さんご存知のとおり土地家屋調査士は、国民の大切な不動産という財産を扱っていて、扱いを間違えれば国民に大きな被害を与える。土地家屋調査士法第2条(職責)にも「業務に関する法令及び実務に精通し…」とあり、逐次変わる法令の勉強・

実務のレベルアップが必要である。

堅い話はその辺にして、子供の頃からの夢であった、飛行機の操縦免許を取得したのはもう23年前になる。アメリカのカリフォルニア州で訓練し、米国免許取得後、日本免許に書き換えた。以来、「福井飛行クラブ」という趣味のクラブにお世話になり、美しい福井・日本の空を楽しんでいる。

現在そのクラブは25名の会員数で、軽飛行機の代名詞となっているセスナ社の4人乗りの機体を所有し運行している。機体の仕様性能は、排気量5200 ccの空冷水平対抗4気筒エンジンにより、通常巡航速度180 km・最高高度約3900 m・航続距離約1000 kmである。別の言い方では、「富士山の頂上までは何とか上昇出来」「しかし新幹線より遅く」「6時間ほどで福井から北海道までノンストップで飛んで行ける」性能である。

この趣味の一番の楽しみは、福井はもとより日本全国の美しい景色・町並み・観光スポットを上空か



運行機体(セスナC172P型)



筆者操縦中の機内

ら見る事が出来ることである。また全国の空港に降り立ち、美味しいものを食べ歩き、温泉に入るのも魅力だ。また、渋滞も無く、電車・自動車と比較にならない位早い時間で旅することが出来ることもメリットである。

最後に、今後、飛行機操縦も土地家屋調査士業務も「まじめに・安全に・憶病に」取り組みライフホビー・ライフワークにしていきたい。



福井の東尋坊 (高度約300 m)



東京スカイツリー (高度約800 m)



大阪城 (高度約300 m)



鳴門大橋 (高度約700 m)



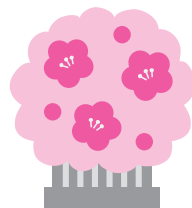
天の橋立 (高度約1000 m)



富士山 (高度約1000 m)

ち ょ う さ し 俳 壇

第358回



早春

水上陽三

タワークレーンやをら腕振る雪催
波の花人恋ふると飛びつきぬ
こころもち春へ反り身の雑木山
余寒なほ通院の身を震へさす
下萌や保存田家の破風の煙

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

次男急逝

七日粥明日なき命いまさらに
哀しみのさざなみとなる春の川
冬日和遺品の時計狂ひなし
早春や子の通ひたる中学校
浅春や雲ゆく西に浄土あり

茨城 島田 操

春寒し馴染みし店が戸を閉ざす
存へて年男なり豆を撒く
どの家も梅を咲かせて古き村
作りたる人の名も買ふ草の餅
佳きことの知らせの便り迎春花

茨城 中原 ひそむ

父母の墓櫟落葉の吹き溜まり
介護(3)明日は我が身か山眠る
嘉永生れの祖母の命日氷雨降る
度忘れの人の名八十路着脹れて
年の瀬の病棟見上げ退院す

東京 雅々女

この道の常より遠し首都の雪
梅が香のそろりと風にのりにける
靴底に踏む音のあり春の泥

愛知 鍋田 建治

土掘りて春呼ぶごとく杭探す
四九の市傭自作の冬野菜
年明ける園にいつもの親子連れ

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

哀しみのさざなみとなる春の川

次男の急逝に呆然として見つめる川面、
いつしか哀しみがさざ波となって自失の境
地に引きこまれてしまったのである。親に
とって子に先立たれることくらい辛いこと
はなからう。こういう作品には佳し悪しの
鑑賞はできないが、どんな場合でも冷静に
現実を客観視できる詩人は強いと思う。改
めて哀悼の意を表するとともにご冥福をお
祈りする。

島田 操

春寒し馴染みし店が戸を閉ざす

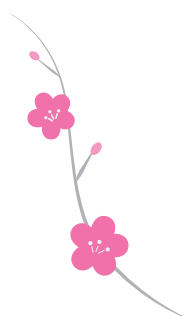
店を閉ざす理由は不明だが、長年馴染ん
だ店が戸を下ろすと言う事は寂しいもので
ある。作者も今年年男と言う事は未成年ま
れなので八十四歳になるのであろう。その
作者が馴染んでいた店とは何屋であろうと

限りなく想像を駆り立てるところに俳句の
楽しさがある。

中原 ひそむ

年の瀬の病棟見上げ退院す

先月の作品に「妻退院」という前書きが付
されていたが、それらしい俳句がなかった
ので気にしていたところ、上掲の作品に接
し大いに安堵した。振り返って滞在した病
室を見上げ何となく懐かしさを覚えた境地
が思われる。



【二投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(二口3〜5句程度)

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄
せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町二丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX…03-3292-0059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

会長レポート

R E P O R T

1月16日
～2月15日

1月

19日

塩崎恭久衆議院議員「第10回明日を語る会 in 大阪」
大阪市で開催された表記セミナーに先立ち、金子理事とともに大阪土地家屋調査士会と塩崎議員の懇談会に出席。現職の厚生労働大臣に私たちの現状と課題をお伝えさせていただく機会を得た事に感謝。引き続き塩崎議員主催のセミナーに出席。大勢の出席者の中で、司会者より日調連会長として紹介いただいたところである。

日本国土調査測量協会「新年祝賀会」

同日のうちに大阪から東京に移動し、日本国土調査測量協会主催の新年会に出席。常々お世話になっている国土交通省地籍整備課の方々がたくさん出席されており、日頃のお礼のご挨拶をさせていただく。

20日

塩崎恭久衆議院議員「明日を語る会 in 東京」
岡田副会長とともに塩崎議員のモーニングセミナーに出席。アベノミクスの実績と展望や2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組等を拝聴する。

大澤国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長来会に係る応対

連合会会長室に地籍整備課長が来所され、岡田副会長、加賀谷副会長とともにお話を伺う。平成27年度地籍調査事業関連予算の説明を受け、国土調査法19条5項を中心とした協力依頼をお願いされたところである。

東京土地家屋調査士会、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、東京土地家屋調査士政治連盟新春交礼会

東京ドームホテルで開催された東京会新春交礼会に加賀谷副会長とともに出席。東京法務局長はじめ、多くの東京都議会議員の出席があり、盛大であった。東京会の人脈に改めて感謝させていただ

いたところである。

21日

平成27年埼玉土地家屋調査士会・同政治連盟新春交礼会

浦和ロイヤルパインズホテルで開催された埼玉会の新春交礼会に出席。埼玉会では例年、出席者にお渡しする資料の中に、土地家屋調査士の制度広報パンフレット等を用意されており、その活動に感謝。地元の柴山昌彦議員はじめ、多くの国会、県会議員の出席があり盛会であった。

24日

柴山武氏黄綬褒章受章記念祝賀会

福島市にて開催された柴山武先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。地元選出の国会議員さんはじめ、県議会議員さんや他士業関係者の出席もあり、おおいに楽しい祝賀会であった。私と柴山先生は、同時期にブロック会長を務めた仲間でもあり、喜びもひとしおである。

25日

小林昭雄氏黄綬褒章受章を祝う会

弘前市にて開催された小林昭雄先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。余興の御所河原心組立住武多囃子も素晴らしく、小林先生のお人柄そのままの楽しく愉快的祝賀会であった。私と小林先生は、一緒に日調連会務を務めた関係でもあり、まだまだ頑張っていたきたいところである。

27日

連合会バックアップ本部に係る打合せ及び調印

加賀谷副会長、中塚総務部長、山本総務部次長、野城理事、竹谷専務理事、埼玉会・京都会役員出席のもと、日調連会議室にて、かねてよりお願い、協議してきた災害時事務局機能のバックアップ本部として活動いただく内容について 埼玉会および京都会と調印式を執り行った。当バックアップ

機能のお世話になるような災害は起きて欲しくないところであるが、両会の快諾と協力に感謝させていただく。

28日

角南国土交通省国土政策局総務課長来会に係る応対
国土のグランドデザイン2050の書籍の紹介に来所された。空家対策の件等多方面にわたって情報交換させていただいた。

東京法務局長就任あいさつの応対

新たに東京法務局長に就任された加藤朋寛様が来所され、各副会長、専務理事とともに応対させていただいた。

28日、29日

第13回正副会長会議

主に平成27年度における事業方針、各部事業計画、予算に関して各副会長から懸案事項を中心に報告のうえ、協議と整理を進める。

29日

千葉県土地家屋調査士会平成27年新春賀詞交歓会
オークラ千葉ホテルにて開催された千葉会新年賀詞交歓会に出席。現役の土地家屋調査士である、豊田敏郎参議院議員、桜田自民党県連会長はじめ多くの国会議員、県議会議員の方々に出席いただき、盛大な交歓会であった。千葉会においては、県議会にも調査士制度推進議員連盟が創設され、政治活動を通じた土地家屋調査士制度広報に力を入れていただいているとのことであり、日調連会長として深く感謝するところである。

2月

4日

第14回正副会長会議

副会長、専務理事、総務部長出席のもと午後から開催する、平成26年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応と懸案事項の整理について打合せを行う。

4日、5日

第7回常任理事会

審議事項4件、協議事項9件を上程し、それぞれ整理と確認を行う。多くの時間を平成27年度事業方針、各部事業計画、予算の協議に充てることができ、将

来を見据えた会議を意識したところである。

5日

保岡興治衆議院議員「新春の集い、保岡興治事務所・水村政策担当秘書と打合せ

新春の集いに先立ち、鹿児島会谷口会長からの紹介で、保岡議員政策担当水村秘書と土地家屋調査士の業務環境の実態について、岡田副会長と共に意見交換する。

その後、保岡興治議員新年の集いに岡田副会長と共に出席する。保岡先生は現職の議員さん最高となる、当選13回を数えられ、日調連にも古くよりご理解をいただいている。日頃の感謝を申し上げるとともに、日弁連、日司連、はじめ各士業団体からの出席者にも挨拶させていただいた。

10日

第65回「社会を明るくする運動」中央推進委員会会議
首相官邸にて開催された第65回社会を明るくする運動中央推進委員会会議に出席。

安倍総理大臣、上川法務大臣はじめ多くの政府関係者と構成する機関、団体の出席があり、フラッグアーティストである谷村新司氏も挨拶された。関連士業は日弁連、日司連、日行連、日税連、社労士連、公証人会が構成団体となっている。昨年12月16日犯罪対策閣僚会議で決定された宣言、犯罪に戻らない、戻さないを重点事項として活動することが確認された。

13日

民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟総会

民主党議連総会に各副会長と政治連盟 横山会長ほか3名、合計8名で出席。空家対策や入札項目、震災関連予算の確保について、説明と要望、意見交換を行う。

14日

市川哲郎氏黄綬褒章受章を祝う会

甲府市で開催された市川哲郎先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。地域を愛する先生らしく、地元町長さんはじめ多くのご来賓出席のもと盛会であった。市川先生とは、十数年前に、全公連の監事を一緒に務めたこともあり、特に基準点測量の重要性について教示をいただいたところである。今後とも土地家屋調査士制度向上のためにご指導をお願いした。

平成27年新年賀詞交歓会

平成27年1月14日18時から東京ドームホテル「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「日調連」、「全調政連」、「全公連」という。)の三団体の共催により、平成27年新年賀詞交歓会が、多くの来賓の皆様をお迎えし、盛会のうちに開催されました。

例年の運営と異なる点の一つとして、平成27年の新年賀詞交歓会は、全国の土地家屋調査士政治連盟の会長、そして全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)の理事長の出席が認められたことから、全公連加盟協会からは17名の協会理事長及び副理事長が出席しました。

そこで、参加した山梨県及び徳島県の2協会の理事長から、一言いただきましたので今月の公嘱協会情報において紹介させていただきます。

(副会長 小山進吾)

～平成27年新年賀詞交歓会に参加して～

公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 大石秀世

例年開催されている新年賀詞交歓会に本年は政治連盟と公嘱協会が参加させていただきました。

日調連、全調政連、全公連の各役員、全国の本会会長はじめ多くの関係者が出席しました。本年も良い年であることを祈願し、土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の国会議員の先生方と懇親を深めさせていただき大いに盛り上がりしました。

普段テレビでしか見たことのない国会議員の先生方が不動産登記法第14条地図作成業務や国土調査法第19条第5項のお話を異口同音のように話されたことは土地家屋調査士を身近に感じていただき非常に勉強もされていることを痛感しました。また、土地家屋調査士唯一の国会議員である千葉県の豊田俊郎参議院議員は制度改革には精通されていますし、業界を後押しする貴重な議員さんで大いに期待したいところです。

私どもは法律の中で動く業界であり、このような議員の皆様を支えられて業務ができていることを改めて実感感謝しております。

私の記憶では、日調連、全調政連、全公連が一堂

に集まった覚えがありません。今後もこのような催しを積極的に開催し三会が連携を保ち、結束することにより今後の業界が発展することと思います。

結びに土地家屋調査士会全体が本年もよりいい年でありますように祈念いたします。

～新年賀詞交歓会に出席して～

公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 矢野太一

去る1月14日、東京ドームホテルにて、日調連をはじめ三団体共催による新年賀詞交歓会が催されました。近年このような新年の催しなかったことと日調連がどのような雰囲気なのか好奇心もありましたので、案内があったときは迷わず出席としました。

来賓の方には法務副大臣をはじめ国会議員、法務省、その他関係団体大勢の方々がお見えになっていました。林日調連会長、倉富全公連会長、横山全調政連会長の挨拶を皮切りに来賓の方々にスピーチをいただきました。中でも高村自民党副総裁の挨拶では登記事務の市町村への移管については強い懸念を持たれていたことが印象に残っています。

私は徳島県西部のつるぎ町に事務所を構えています。そう、昨年12月南国四国で想定外の大雪被害を受けた町です。幸い私の事務所、自宅に被害はなかったのですが名刺交換の時など「あー、あのつるぎ町ですか。大変でしたね。」と言葉をかけていただきました。我が町もずいぶん有名になったものだと思えました。

総会、研修会などの催し物が東京で開催されるときは飛行機を利用していますが、羽田空港からモノレールに乗っているときに見える大規模な港湾施設、流通施設、ビジネス街のビルに、地方に住んでいる私はいつも圧倒されます。最近のテレビのコマーシャルで「世の中は誰かの仕事でできている。」というコピーがありましたが、間違いなく上記の施設には私達の仲間の仕事でできているはずで、私達の仕事は施設、建物のように直接目に見えるものとは言い難く、わずかに境界標が私達の仕事の痕跡を残している程度です。賀詞交歓会で土地家屋調査士の皆さんは縁の下の力持ちの自信と誇りに満ちているように感じました。私も改めて今与えられている役割を全うしようと決意を新たに、帰途についたのです。



三団体会長



倉富会長



会議経過及び会議予定

1月9日 全法務省労働組合旗開き
 1月14日 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会理事長会議
 1月14日 平成27年新年賀詞交歓会
 1月14～15日 第7回正副会長会議
 1月15日 司法書士平成27年新年賀詞交歓会
 1月23日 全司協第12回未登記問題研究会
 1月24日 柴山武氏黄綬褒章受章記念祝賀会
 1月25日 小林昭雄氏黄綬褒章受章を祝う会
 2月3日 漆原良夫君を囲む激励の会
 2月4日 第4回地図作成研修実施委員会

2月16～17日 第6回理事会
 2月17～18日 第3回研修会
 2月18日 ブロック会長会議
 2月27日 全司協第13回未登記問題研究会
 3月5日 全法務との打合会
 3月5～6日 第8回正副会長会議
 3月7日 関根一三君の黄綬褒章受章を祝う会
 3月16日 全司協との協議会
 3月16～17日 第9回正副会長会議
 3月21日 中村秀紀氏黄綬褒章受章記念祝賀会
 4月9日 第1回監査会
 4月9～10日 第1回理事会
 4月10日 第1回役員選考委員会

境界立会の諸問題

—第10回地籍問題研究会にて—

岡山会 金関 圭子

私ごとではあるが、過年、連合会の広報員を拝命し広報企画に関与させていただいた。毎月発刊されるこの会報誌をどう皆さんのお仕事に役立てていただけるか企画を考えるうち、土地家屋調査士の仕事が社会の中でどう認識され、どう役立っているか、将来に向けてどういう可能性があるかを模索すると、我々の視点でなく外部の視点が必要なのではないかと切実に感じ、「事務所経営の基礎知識」というシリーズの企画に至った。他士業から、研究者から、異業種から、また、一般市民の目線から、つまりは社会の中での視点から、土地家屋調査士の可能性をしっかりと考察していきたいというのが趣旨であった。

その翌年度に連合会研究員を拝命した際、一般市民の目線を具体化する最大の契機をいただいた。一般市民の皆さんの意見を数値化して検証するということである。諸先輩方に多大なご尽力をいただきながら、リサーチ会社を利用しての市場調査が実現した。この結果については先の広報誌等で掲載いただき、ご周知いただいているものと思うが、今回この結果をもとに昨年第10回地籍問題研究会にてお話しさせていただいた内容を少し深化させて稿にすることにした。

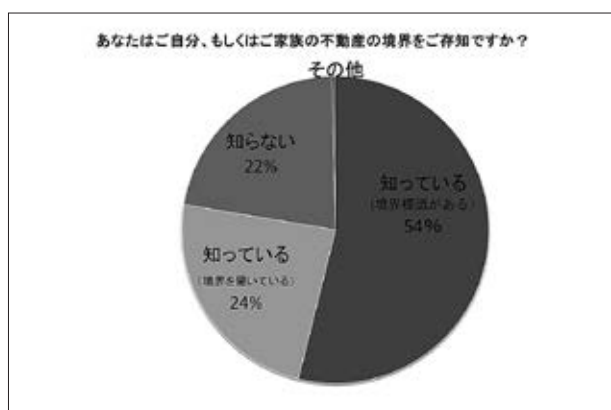
なお、この研究会は、境界立会の実務上の問題を自らが俎上にあげ、各方面の先生方からご意見をいただくための機会としたため、実務に精通されている土地家屋調査士の方々にとっては瞭然たる内容であることはご了解いただきたい。

土地の境界と立会とは？

我々の重要な職責は、課税の基礎ともなる不動産を明確に公示することにより、国民の権益を守り、さらに不動産の取引の安全と円滑に資することである。

それでは、そもそも土地を明確にするためということはどういうことであろうか？資格者としては必然に「境界」を「不動産登記法上の筆界」という概念で捉える。しかし一般的には土地の境界というと所有権界や占有界また公物管理界といったことがイメージされるのであろう。

そこで、一般の市民の方が土地の境界についてどのような認識をお持ちであるかを知るために「あなたは土地の境界をご存知ですか」という質問をした。



H26市場調査より

上記のアンケートの結果で「ご存じですか」の問いに約78%の方が「知っている」と答えたものの、一般市民の境界の認識と不動産登記法上の筆界は必ずしも一致していないことは実務上、よく遭遇するケースである。なお、この質問については、コメントを求めた。おそらく日常の境界立会で聞かれる一般の方々の声が明確に現れたように思う。「境界を知っている」という回答の中からは、次のようなコメントが寄せられた。なお、原文の表現をそのまま記載する。

- * 権利証があるから大丈夫だ
- * 法務局で調べればわかるはずだ
- * 境は昔から変わっていない
- * 植栽が境界である。
- * 家の建築に際し明らかにしたので大丈夫という内容である。

一方、我々は日常の境界立会に、実務として以下のように調査を進めている。

- ① 書証をもって登記された経緯を調査する(登記事項、測量図、14条地図、公図、土地台帳、分筆申告図、航空写真、または境界確定訴訟判決の確定、筆界特定書)
- ② 物証で対象土地の現況、境界点の根拠を調査する
- ③ 人証を得るために、関係者に現地で立会を求めて調査する

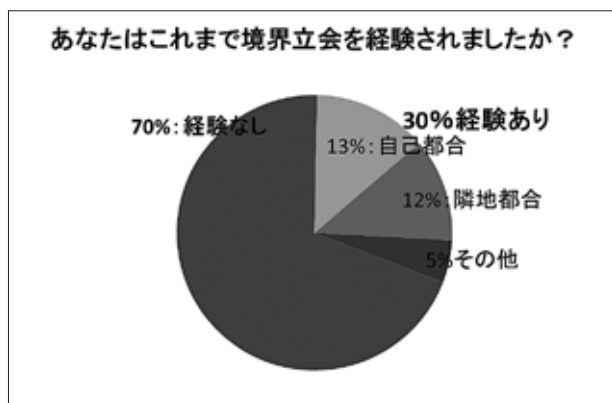
こうしたプロセスを経て、公法上の筆界を確定する。それでは、土地家屋調査士が業務として行う境界

立会とは何か。それは、関係者に現地での立会を求め、書証、物証を元に人証を得ていく。つまり、境界立会は、公法上の筆界が当事者の紛争のない事実であることを補完する人証を得るという一連の調査の一手続きにほかならない。したがって、そこには処分性はなく、原始筆界を確認するという保存行為であると私は考える。

実務的な問題

そこで実務上どのような場合に境界立会を経験するかということに移る。

一般的には、土地の売買や建築・造成、遺産分割や共有物分割などがあり、ときに境界について争いがあり必要にせまられたというケースもある。



H26市場調査より

自分が、あるいは家族が土地を所有していても、境界立会を経験するケースは全体の約30%である。「土地の境界立会」は一般市民にとってルーティンワークとは言い難い。しかし残り70%の方を含め、今後、土地を所有する上で、土地所有者はそうした機会にふれることは不可避であろう。

次に境界立会がされたのちの話に移る。関係者の認識が、筆界＝境界であれば確定した境界をもとに登記がなされ、新たな原始筆界が生まれる。筆界≠所有権界であれば、①相互の認識の違いにより紛争となる②現況主義で誤った筆界が認定されてしまう③力関係の相違による不公正な結論があり得るという結果を招く。一見②③の場合は紛争なく終結したように見える場合もあるが、紛争が現時点で潜在化したのみであることが多い。2008年には境界紛争による殺人事件に発展してしまったという痛ましい記憶も我々には残る。土地に纏わる紛争の特徴は、長期化し、人間関係の修復が必要であるという煩勞

な性質を持つ。

それではこの境界立会を阻害する要因にはどんなものがあるか？これには経験上以下のような場合が考えられる。

- ①事件依頼者の一方的な都合による不快感
- ②潜在的、長期的な人間関係の問題
- ③双方の認識の違いによる紛争の顕在化
- ④境界に対する錯綜した知識による不安
- ⑤現地に出向くことが不可能な物理的問題
- ⑥隣接土地所有者または管理者の不明な場合

土地境界立会の大きな役割として、先に述べたように、一般的な境界に対する概念と公法上の筆界との認識の溝を地道に埋めていくことが必要である。言い換えれば境界立会は、紛争を未然に防止する最大のチャンスではないかと考える。

紛争の予防に向けて

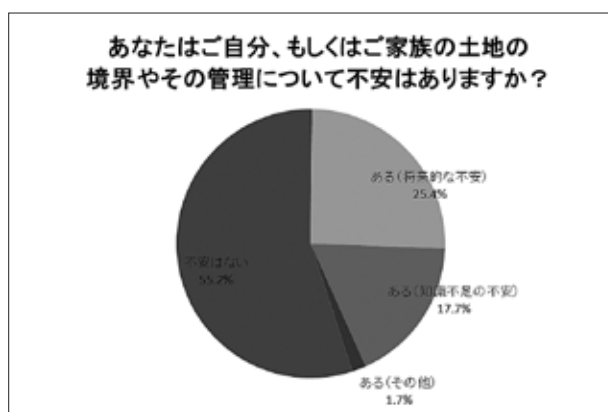
わが国は超高齢化を迎え、内閣府資料によると将来推計人口は、20年後には9千万人を下回り、さらに3人に一人が高齢者になると予想されている。安倍内閣においても認知症対策推進を検討される昨今、不動産所有者の境界管理にも限界が生じてくるのは必須であろう。

また高度情報化の社会においては、不動産の地籍情報に関しても世界標準が取り入れられ、適切な情報を取捨できる専門的な知見が必要となる。

公務員の定数は削減され、市民にとっての享受できるサービスが低下することは容易に想像できる。

生涯、幾度も経験することのない境界立会に際して、市民は知識的な格差を生じることは間違いない。一般市民は何を信じ、頼ればいいのかだろうか。

市場調査に戻し、土地の境界や管理に焦点を当てた結果を次に示す。



H26市場調査より

調査結果からも半数近い方から「不安」という胸間の数字を得ている。

以上のような結果から、一般市民の認識と法の狭間で、そっと寄り添えるアドバイザーが必要ではないかと思えてならない。

それでは、一般の市民が感じる不安に対し、求められるアドバイザーの資質とはどのようなものであろうか？

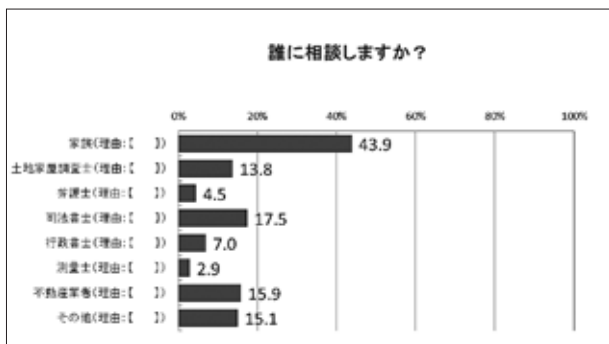
私は次のように考える。

- i) 的確な書証、物証をもって原始筆界を判断する知識と経験
- ii) 紛争を未然に防ぐための判断と能力
- iii) 境界に関する民事紛争への判断と能力
- iv) 物理的、身体的な立会不能を解消するための判断と助言の能力
- v) 過去の判断例または地域慣習に準拠した公正かつ的確な助言
- vi) 当事者適格の判断

こうした適切なアドバイザーが関与することにより、市民の方の不安は緩和され、紛争は未然に、あるいは最小限に軽減されるものと期待している。

土地家屋調査士としてできること

それでは一般市民は、土地の境界について不安を誰に相談するだろうか？ 次の質問は、直接「不安な気持ち」をリンクさせたものではなかったが、おそらく不安な場合の相談先も同様であると思われる。回答は以下のとおりである。

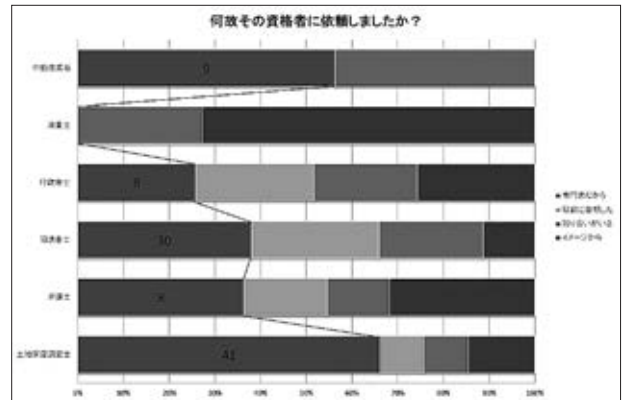


H26市場調査より

この質問に対しては理由をお聞きした。

第1位の「家族」を除いたのち、その理由を数字にして検証したものが以下のグラフである。「専門家だから」という欄を参照いただきたい。

制度の広報不足を悲観するほど、土地家屋調査士の専門性は不認知ではないように私は感じている。



H26市場調査より

そして、土地境界の専門家として一般市民の方に寄り添うこと、発展的には土地の境界立会を代理することも、土地家屋調査士として実践可能な職務であると考えている。

土地家屋調査士法施行規則(一部抜粋)

第29条 法第29条第1項第1号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の筆界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
- 二 土地の筆界の資料及び境界標を管理する業務

まとめとして

我々は日々、日常の業務として境界立会を行う中で、一般市民の方から直接に境界に関する不安やニーズをお聞きする。ときに、境界を離れた問題にまで及ぶことも経験する。土地家屋調査士は、「安心」と「紛争」に対峙するいわば最前線の資格者ではないであろうか。

不動産登記法が改正され、筆界特定制度が始まり、わが組織に全国50会のADRセンターが設置された。市民をとりまく環境と同様、我々が市民から求められるニーズも激変の今日である。

土地の境界を扱う専門家として、紛争の「承継」と「連鎖」を未然に防ぐ責任を強く感じる。一般市民の方々が安心して暮らすことのできるよう身近に寄り添える専門家集団でありたいと切に願う。

1月

19日

第3回研究テーマ「筆界判断の整合」会議

<議題>

- 1 研究テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」の取りまとめについて

19日、20日

第3回日調連筆界特定制度推進委員会(研修企画班)

<協議事項>

- 1 筆界特定に関する情報の取りまとめについて
- 2 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携について
- 3 筆界特定制度に関する研修の実施について
- 4 研修要領(モデル)の作成について

20日、21日

第6回財務部会

<議題>

- 1 平成27年度における親睦事業の方針について
- 2 賠償責任保険における廃業補償特約について
- 3 平成27年度一般会計予算(案)等について
- 4 会報原稿(保険加入推進関係)について
- 5 災害時における相談会参画への資金助成について
- 6 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成に係る助成金について

21日、22日

第6回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 平成27年度の「境界紛争ゼロ宣言!!」のPR活動について
- 3 メディア等を利用した広報活動について
- 4 日調連ホームページの更新について
- 5 表示登記無料相談会等の実施について
- 6 寄附講座の開講状況に関するアンケートについて
- 7 会報の編集及び発行に関する事項について
- 8 平成27年度会報「土地家屋調査士」会員直送希望(照会)について

第7回総務部会

<協議事項>

- 1 平成26年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 土地家屋調査士会からの照会について
- 3 大規模災害対策におけるバックアップ本部

の在り方について

- 4 「連合会顕彰、大臣表彰、褒章、叙勲の推薦に関する基準内規」について
- 5 平成27年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

22日、23日

第7回社会事業部会

<協議事項>

- 1 大都市における登記所備付地図作成作業に関する説明会の開催について
- 2 平成27年度社会事業部事業計画(案)について
- 3 平成27年度社会事業部予算(案)について

23日

第10回業務部会

<協議議題>

- 1 平成26年度事業計画の進捗状況の報告と確認について
- 2 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 3 筆界特定制度に関する事項について
- 4 登記測量に関する事項について
- 5 不動産登記規則第93条調査報告書様式の改定について

第5回特別研修運営委員会

<協議議題>

- 1 第10回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第11回土地家屋調査士特別研修について

26日、27日

第3回研究所会議

<議題>

- 1 研究所研究報告の取りまとめについて
- 2 平成26年度研究所事業の懸案事項について
- 3 平成27年度研究所事業計画(案)及び同予算(案)について

27日、28日

第6回研修部会

<協議事項>

- 1 平成26年度研修部事業の具体的執行状況について
- 2 平成27年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

28日、29日

第13回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成27年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 2 平成26年度第2回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 3 所有者(管理者)不明土地の対応に関する調査について

第3回日調連技術センター会議

<協議議題>

- 1 会員の実務に役立つ重ね図の普及について
- 2 UAV (Unmanned Aerial Vehicle) 利用計測における実態調査について
- 3 ネットワーク型RTK及び各種計測手法の実例調査と登記計測における利用検討について

2月

3日

研究テーマ「筆界鑑定理論」第3回

<議題>

- 1 平成26年度の研究所研究テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理」について

4日

第14回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成26年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

4日、5日

第7回常任理事会

<審議事項>

- 1 連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
 - 2 連合会顕彰、大臣表彰、褒章、叙勲の推薦に関する基準内規の一部改正(案)について
 - 3 平成27年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
 - 4 平成27年度土地家屋調査士新人研修について
- #### <協議事項>
- 1 平成26年度第2回全国ブロック協議会会長会の運営等について
 - 2 懲戒処分情報の公開に関する運用の見直しについて
 - 3 土地家屋調査士会の情報公開に関する細則(モデル)の一部改正(案)について
 - 4 境界鑑定講座及び筆界特定制度の実情に係

る実態調査集計報告書の配付について

- 5 第11回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)及び実施方針(案)について
- 6 平成27年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 7 研究所を主催とする法務省との勉強会(仮称)を実施することについて
- 8 土地家屋調査士の保有する業務情報公開システムの事業計画について
- 9 平成27年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

5日、6日

第3回筆界特定制度推進委員会

<協議事項>

- 1 関連団体との筆界特定制度協議について
- 2 制度改革に関する課題について
- 3 運用上の諸問題について
- 4 筆界特定制度10年での問題点の検証について

9日、10日

第11回業務部会

<協議事項>

- 1 平成26年度事業計画の進捗状況の報告と確認について
- 2 筆界特定制度に関する事項について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 不動産登記規則第93条調査報告書様式の改定について

12日

第4回研究所会議

<議題>

- 1 研究所研究報告会について
- 2 研究報告の提出について
- 3 各研究報告の取りまとめに当たっての懸案事項について
- 4 平成26年度研究所事業の総括と申し送りについて

第8回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 平成26年度第2回全国ブロック協議会会長会の運営等について

13日

第6回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第10回土地家屋調査士特別研修について

新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い

平成26年9月から「セコムパスポート for G-ID」新認証局における電子証明書利用申込の受付を開始しておりますが、これまでに多く寄せられたお問合せについてまとめましたので、これからお申込みをされる会員につきましては、ご確認ください。

1 発行負担金について

新認証局が発行する電子証明書をお申込みいただく際の発行負担金は、同封の「電子証明書発行負担金のお知らせ」の「1 最初に発行する電子証明書の発行負担金」の金額をご入金ください。

「2 通常の発行負担金(2枚目以降)」とは、新認証局が発行する電子証明書の有効期間満了に伴って更新を行う場合又は電子証明書やPINを紛失し再度発行が必要となる場合などが該当します。

新規に電子証明書の利用を申し込まれる会員につきましては、発行負担金は10,000円(税込)となります。

2 振込先の口座について

(1) 振込先につきましては、必ず次の口座にご入金ください。

- ・金融機関名：みずほ銀行
- ・支店名：九段支店
- ・振込先名義：日本土地家屋調査士会連合会
- ・口座の種類：普通
- ・口座番号：1601962

※ 振込先の口座は、日調連特定認証局の申込時のものとは異なります。

(2) 振込者名について

(会番号2ケタ+登録番号5ケタ)+会員名をご入力ください。

例) 東京会の第9999番「調査士 華子」の場合、
「0109999 チョウサシハナコ」

発行負担金の振込時に、登録番号のご入力又はご記載ができない場合は、振込者名として電子証明書の申込者名をご入力又はご記載ください。

※ 振込者名に登録番号や氏名がない場合又は振込名義が会社名などの場合、振込者の特定

が困難となり、発行が遅れる場合があります。同姓同名の会員が他にいる場合についても、振込者の特定が困難になりますので、登録番号のご入力又はご記載にご協力をお願いします。

3 利用申込みに必要な書類

- (1) 利用申込書(実印を鮮明に押印してください。)
- (2) 印鑑登録証明書(コピー不可)
- (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は広域交付住民票(コピー不可)
- (4) 振込依頼書又は領収書等の控のコピー
- (5) (職名を登録している場合) 戸籍謄(抄)本(コピー不可)

※ 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本などの公文書をコピーしたものは不備書類となり、取り扱えません。

※ 利用申込書を訂正するときは、訂正箇所を二重線で消し、実印を二重線上に押印してください。

4 職名・日本名について

職名とは、婚姻等により氏名が変わった後も、旧姓を使用して業務を行う場合に土地家屋調査士名簿に登録する土地家屋調査士としての氏名です。

日本名とは、外国人の方で通称を使用する場合、土地家屋調査士名簿に登録する氏名です。

利用申込書の「職名又は日本名」欄が空欄の会員につきましては、「職名又は日本名」が登録されておりませんので、そのままご返送ください。

日調連特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)は、平成27年2月20日~同月27日にすべて失効しました。

第30回



写真コンクール 作品募集



連合会及び日調連共済会では
親睦事業の一環として、
本年も写真コンクールを
下記の要領で開催いたします。

各位のより一層のご応募をお待ちしております。

主催	日本土地家屋調査士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会共済会
審査員	写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏 日本土地家屋調査士会連合会共済会長
部門	①テーマ部門(テーマ 土地家屋調査士 作品例「土地調査士業務の光景」等) ②自由部門(①以外) ※両部門ともに組写真は不可
種類とサイズ	四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたものも可。)でカラー・白黒どちらも可。 各部門1人2点まで(両部門に応募可)。 応募票を記入の上、写真裏面に貼付してください。 ※応募された方の個人情報(氏名、年齢、住所)は、本コンクールにおいてのみ使用します。
使用権	入賞及び入選作品の著作権は撮影者にありますが、 作品の優先使用権は主催者に属します。
応募資格	土地家屋調査士会会員及びその家族並びに補助者
賞	部門ごとに次のとおり予定しております。 連合会長賞(1名) 賞状及び副賞 金賞(1名) 賞状及び副賞 銀賞(2名) 賞状及び副賞 銅賞(3名) 賞状及び副賞 入選(数名) 賞状及び副賞 ※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部作品を本誌に掲載する予定です。
その他	未発表の作品に限ります。なお、作品返却希望者は、応募票の返却希望欄の「希望する」に丸をし、返送先を記入した封筒に送料分の切手を貼付の上、応募の際に同封してください。ただし、入賞及び入選作品は返却いたしかねます。
締切り	平成27年5月7日(木)必着
送り先	〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 第30回写真コンクールあて
発表	連合会定時総会及び本誌掲載(予定)

第30回写真コンクール 応募票				
部 門	1 (テーマ)	2 (自由)	題 名	
氏 名			年 齢	
住 所				
所 属 会 名			登 録 番 号	
撮 影 日 時 及 び 場 所	西暦 年 月 日 場所			
返 却 希 望	希望する ・ 希望しない			

- ・ 必要事項を記入の上、応募作品の裏面に貼付してください。
- ・ 土地家屋調査士会会員の家族の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会会員の登録番号と続柄(妻・子等)をご記入ください(例：9999 妻)。
- ・ 補助者の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会会員の登録番号と補助者である旨をご記入ください(例：9999 補助者)。

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の 発行手続きはお済ですか？

本年3月15日をもって、日調連特定認証局は閉局となり、同認証局が発行したすべてのICカードは使用できなくなりました。

オンライン登記申請を利用されている会員の皆様は、「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書」の発行手続きを、お早めをお願いします。



セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書では、
国税の電子申告が可能です！



利用方法等については、国税庁へお問合せください。

国税庁

TEL 0570-01-5901

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase2.htm>

私も加入しています

埼玉会 阿部 周平

はじめまして。香川県高松市出身ですが埼玉会の阿部周平と申します。土地家屋調査士に登録して6年目、可愛い奥さんとこれまた可愛い男の子3人の家族に囲まれ、現在、マイホームを建築中です。

私が土地家屋調査士国民年金基金に加入したのは、開業2年目で36歳の誕生日を迎える少し前になります。

加入を考えたきっかけと加入の決め手は以下の4点になります。

① 税金のことを何となく意識し始めた

私は創業者で、そもそも埼玉とは縁もゆかりもない人間でしたので、開業当初はこのようなことを考える余裕もなかったのですが、開業2年目に入り徐々に依頼が増え始め、少し税金のことも考えないといけないのかなと意識し始めました。

開業1年目の確定申告は自分で行いましたので、生命保険料などの控除額に上限があることは分かっていました。つまり、いくら民間の保険に加入しても控除額に上限があるため、これ以上の節税は期待できません。その時に国民年金基金のパンフレットにあった「掛金額(上限68,000円)の全額が社会保険料控除の対象になる」というメリットに大きな魅力を感じました。

② 36歳になると掛金が上がる

当然ながら、若くして加入すれば加入年数が長くなるわけですから、掛金も安くなります。また、35歳と36歳とでは給付金の還付率にも差が出てきます。私の場合、誕生日直前に申し込みをしましたが、事務局の方の迅速な対応で、誕生日の4日前に加入することができました。これは有り難かったですね。

③ 掛金を掛口数により増減できる

土地家屋調査士国民年金基金は少ない掛金・自由なプランで始められます。加入後もその時々状況に応じて月々の掛口数を増減することもできます。

私の場合は無理のない範囲で掛金を決定し、今のところ変更はしていませんが、掛金は全て積み立てになるので、今後も売上が上昇していけば、節税対



策、また、将来の年金受給額を増額させるために、増口していきたいと考えています。

④ 漠然とした老後の不安

老後に必要な生活費は、平成24年家計調査(総務省統計局)によれば、高齢者夫婦の世帯の支出は、月額約27万円とのことです。また、男性の平均寿命も80歳を超える時代になってきています。生涯現役と考えれば少しは気も楽になりますが、不意の事故、自分の力だけではどうにもならないことがあるものです。

もし自分がそういった状況になったとき、基礎年金だけでは到底やりくりすることはできません。土地家屋調査士国民年金基金は終身保険であり、生涯受給できます。やはり、良い仕事は気持ちに余裕がないとできません。

以上のように、税制上のメリット、老後の安心を得ることが土地家屋調査士国民年金基金への加入の動機になりました。将来は息子3人の紐になりたい!というのは冗談ですが、少なくとも金銭面で子供たちに負担を掛けることがないように、今から準備しておくことが大切です。

子供たちから尊敬される父親であり続けるために、老後も自立した生活を送るための手段のひとつが土地家屋調査士国民年金基金なのかもしれませんね。

増口キャッシュバック 今月末まで！キャンペーン

ゆとりある老後のために、年金額を増やしませんか？



キャッシュバック

★5千円以上1万円未満の増口で

3,000円

★1万円以上2万円未満の増口で

5,000円

★2万円以上の増口で

7,000円

増口でさらに充実！

自由なプランで掛金設定。

ライフサイクルに応じて増減も可能です。

【キャンペーン期間】平成26年4月1日～平成27年3月31日

*1年間に複数回増口頂いた場合でも、キャンペーンはお一人様初回の1回限り有効です。

*増口された掛金の納入確認後、掛金引落口座にお振込み致します。

(振込予定日：増口申出月の2か月後の末日)

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて



セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」(以下「新認証局」という。)が発行する電子証明書は、電子ファイルです。

当該電子ファイルは、専用のダウンロードツールを利用して、お手持ちのパソコンにダウンロードしていただく必要があります。

以下、ダウンロードの手順の概要について、説明します。

- 1 連合会ホームページ「会員の広場」から、ダウンロードツールを取得してください。(オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)→1.電子証明書のダウンロード)

※ ダウンロード方法の詳細を記載したマニュアルもご用意しておりますので、ご覧ください。



電子証明書ダウンロードツール

ヘルプ

セコムパスポート for G-ID
土地家屋調査士電子証明書

「電子証明書ダウンロードツール」は、土地家屋調査士会員様が電子証明書の取得を行うためのツールです。

郵送にて受領した「識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている「識別番号」と「PINコード」を入力してください。

識別番号: 12345678

PINコード: ●●●●●●●●

証明書取得

日本土地家屋調査士会連合会

終了

1. 識別番号を入力

2. PINコードを入力

3. クリック

- 2 1でダウンロードした電子証明書ダウンロードツールを使って、電子証明書を取得してください。

※ 電子証明書のダウンロードには、本人限定受取郵便に同封の「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている識別番号及びPINコードの入力が必要です。

※ 電子証明書は、ダウンロード開始から1時間を経過すると再度ダウンロードできなくなります。

- 3 ダウンロードした電子証明書は、すぐにご利用いただけます。

※ PDFへの署名には環境設定が必要となります。詳細は、「登記・供託オンライン申請システム」ホームページに掲載されている「PDF署名プラグイン操作説明書」をご覧ください。

ご注意！

- 1 新認証局から本人限定受取郵便を受け取りましたら、**必ず速やかに電子証明書をダウンロードしてください。**
- 2 電子証明書をダウンロードしましたら、電子証明書の記載事項を確認の上、同封の受領書に実印を押印し、**「ダウンロード及び受領書返送期限」までに受領書を日本土地家屋調査士会連合会までご返送又はご持参ください。**
- 3 期限までに受領書が連合会に送付されない場合は、電子証明書が取消され、利用できなくなる場合がございます。また、**ダウンロードを実施せずに「受領書」をご返送いただいても、一定期間経過後に電子証明書は削除されますので、ご注意ください。**

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いた オンライン登記申請に必要な環境設定について



詳細の手順書などにつきましては、連合会ホームページ「会員の広場」の「オンライン申請関係」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1 コントロールパネルの「プログラムと機能」において、連合会が提供していた次のツール類をアンインストールする。

- (1) ICカードドライバ(日本土地家屋調査士会連合会向けICカードドライバ(Standard-9M)又はMistyGuardRシリーズ用ICカードドライバ(STD-9用))
- (2) 電子署名プラグインソフト(SignedPDF)
- (3) XML 署名ツール(XML インストーラ)
- (4) ICカード検証ツール(ICカード検証ツール Setup)

※ 括弧内は、「プログラムと機能」において表示される名称です。

※ 当該手順は、(1)～(4)のツール類をインストールしていない、又は、既にアンインストールしている場合には、必要ありません。

2 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」から、「申請用総合ソフト」をインストールする。(当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。)

※ 当該ソフトのご利用に当たっては、ご利用のパソコンに、Microsoft社の.NET Framework4又は.NET Framework4.5がインストールされている必要があります。

※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)をご確認ください。

添付情報に電子署名をしない場合は、ここで終了です。



3 図面以外の添付情報(PDF)に電子署名する場合

委任状や不動産登記規則第93条不動産調査報告書等に電子署名を行う場合に設定してください。PDFへの署名は、次の方法で行うことができます。

- (1) Adobe Acrobatの署名機能を利用する。
- (2) 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」ホームページにおいて公開されている「PDF署名プラグイン」を利用する。

※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/index.html>)をご確認ください。

※ Adobe Acrobat 8以前のバージョンの署名機能は、セコムが発行する新しい暗号アルゴリズムを用いて作成された電子証明書には対応していません。

※ Adobe Acrobat 9以前のバージョンは、Adobe社のサポートが終了しており、法務省では利用を推奨していません。

4 図面ファイル(XML、TIFF)に署名をする場合

連合会ホームページ「会員の広場」から、「XML署名ツール」をダウンロードし、解凍する。地積測量図や建物図面等に電子署名を行う場合に設定してください。



もしもこんなことが 起こってしまったら？

建物の表題登記に際しての申請内容の誤りにより登記のやり直しを請求された。

病院と居宅の表題登記を依頼された際、区分建物で申請すべきところを一棟の建物として申請してしまったため、区分建物での登記のやり直し費用を請求された。

所有権抹消登記並びに区分建物表題登記及び所有権保存登記各費用として、合計810,640円の請求を受ける。

お役に立ちます！！ 土地家屋調査士賠償責任保険

解決内容

<土地家屋調査士の責任>

土地家屋調査士の過失に基づくものであり、有責と判断

<解決方法>

示談(注：保険会社による「示談交渉のサービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせていただきます。)

<保険適用>

810,640円を損害額として認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成27年1月13日付

東京	7869	平澤	伸朗	東京	7870	坂口	修一
東京	7871	永井	勇己	神奈川	2992	寺島	史晴
埼玉	2572	関根	一隆	埼玉	2573	高橋	利公
埼玉	2574	川島	知之	群馬	1031	羽鳥	良二
兵庫	2447	北浦	宗明	兵庫	2448	前川	豊
和歌山	430	面	雅文	和歌山	431	谷口	武大
和歌山	432	大田	実	愛知	2866	大高	英志
愛知	2867	内野	一	愛知	2868	滝藤	悟
愛知	2869	渡邊	一成	愛知	2870	久邊	政則
愛知	2871	小田	実	愛知	2872	三次	忠章
岐阜	1259	田中	一輝	広島	1859	隠村	勉
広島	1860	中原	諒	山口	959	長崎	有喜
山口	960	篠田	智昭	山口	961	越智	隆次
大分	827	佐藤	裕之	鹿児島	1061	中森祐一郎	

平成27年1月20日付

東京	7872	松島	伸二	埼玉	2575	浅海	敬央
埼玉	2576	神田	浩	静岡	1763	石川	卓将
静岡	1764	大谷稚和子		山梨	399	秋山	信仁
山梨	400	平賀	悠也	長野	2587	倉島	誠一
大阪	3235	舞弓	直樹	大阪	3236	萱村	和隆
兵庫	2449	梅田	啓人	滋賀	437	下堂	直樹
和歌山	433	中	拓哉	愛知	2873	吉田	洋司
愛知	2874	舟橋	実	愛知	2875	島田	泰幸
岐阜	1260	長屋	教文	岐阜	1261	竹内	晃久
広島	1861	石井	秀樹	福岡	2264	平尾	和啓
福岡	2265	高木	祐治	長崎	785	森	直明
大分	828	工藤	功武	熊本	1190	平松	大輔
宮城	1019	蘇武	豊	宮城	1020	文字	泰亮
岩手	1147	小田嶋達浩		函館	212	竹原	克長
高知	666	山本	亮				

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年 9月14日付	沖縄	206	照屋	繁一
平成26年11月30日付	神奈川	1600	加藤	泰之
平成26年12月19日付	旭川	199	立山	一三

平成27年 1月13日付

東京	4773	宮増	忠弘	東京	5268	小田	勝弘
神奈川	1270	岡田	隆志	神奈川	1610	丸川	勝美
神奈川	1854	染谷	信行	埼玉	1391	寺山	桓一
千葉	795	富田	昭夫	千葉	1882	大岩	もえ
栃木	826	関谷	有三	大阪	1290	前田	豊
大阪	1490	山下	良一	大阪	2063	谷	英世
京都	331	田中	順二	奈良	331	山本	公男
愛知	1619	久我	要	三重	531	根本	信男
石川	501	坂井	省吾	富山	343	長谷川潤一	
広島	1333	今本	義博	山口	918	永田	一義
長崎	700	岩永	貢	鹿児島	746	四元キミ子	
岩手	910	工藤	城士	函館	46	村上	昭一
徳島	321	高藤	敬堯	高知	551	久保	晴新

平成27年 1月20日付

茨城	871	櫻井	和美	群馬	655	馬場	達雄
愛知	1390	小竹	一三	岡山	911	佐藤	一男
鹿児島	561	中村	義男	鹿児島	682	八ヶ代辰己	
宮崎	456	藤井	慶一	宮崎	541	中村	幸一
秋田	805	小澤	米一				

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成27年 1月13日付

山口	937	山田	篤志	山口	954	中村	将二
----	-----	----	----	----	-----	----	----

平成27年 1月20日付

奈良	427	園田	秀章	福岡	2230	内平	晃二
----	-----	----	----	----	------	----	----

大阪会

「大いに盛り上がった会員親睦運動会 好天のもと万博公園で開催された 祝64周年特別企画大会」

「運動会を振り返って」実行委員長・副会長

井上 直次

『土地家屋調査士大阪』第316号



平成26年10月26日(日)、秋晴れのもと、吹田市にある万博公園「下の広場」で「祝64周年特別企画会員親睦運動会」を開催させていただきました。

加藤幸男会長の発案により、会員親睦、会への帰属意識の高揚を目的として16年ぶりの運動会を提案し、理事会等で喧々諤々の意見交換がありましたが、理事会の承認を得て実行委員会を立ち上げ各支部から委員に出向していただき、当日の弁当、入場料、果ては交通費まで、3回にわたる協議を重ねました。

一番心配の種は運動会当日の天気。前回(平成9年)の秋のスポーツ大会は「なみはやドーム」での開催で天気の心配はなかったのですが、今回は屋外での運動会であり、お天気が一番の悩みとなりました。小雨の場合の競技種目、当日の弁当等で大変苦労しました。

本会から協同組合に弁当・お茶を発注し、協同組合からは景品代のほか金額にして約31万円余の協賛をいただきました。大変ありがとうございました。誌面を借りてお礼申し上げます。

運動会当日は、苦勞が報われたのか、暑いくらいの好天になり、実行委員会ほか役員も胸をなでおろした次第です。運営・設営に当たってはCP OFFICE, INC. にお世話になっており、安心しておりましたので、当日、会場に到着したときは用意万端整っていました。

午前10時集合、10時30分開会でしたので、会員、家族、補助者の皆様も三々五々集まり始めました。その数、総勢350名強の参加となりました。

定刻になり、当職(井上実行委員長)の開会宣言、加藤会長の挨拶に始まり、高橋成季財務部長(大変お世話になりました)の大会諸



注意、イベント案内と続き、大阪青年土地家屋調査士会・上田大人会長、三島支部・森本恒夫会員をメインとしたラジオ体操で身体をほぐしました。

いよいよ午前の部のイベントの始まりです。

午前の部は「2択クイズ さあどっち」「No.1バッテリー決定戦」「親子でよいどん競争」「目方で勝負! お買い物リレー」の4種目です。「No.1バッテリー決定戦」は水の入った風船(ヨーヨー)を、距離を少しずつ広げながらペアが交互に投げて受け止める競技ですが、受け損なうと風船が割れ服がビショビショになります。男子は最高距離20メートル強、女子も15メートルくらいで、それぞれ優勝されたと記憶しています。これは参加者に結構うけていました。挑戦した私も水を浴びた口でした。

午前で一番面白かったのは「目方で勝負! お買い物リレー」でした。女性のみの参加で、年齢は15歳から60歳くらいまで。レース前方に広げられた家庭用品などを、





定められた目方以内に、ごく短い制限時間内に選び集め、前方のはかりの上に載せ、目方をクリアした人は、選んだ品物をそのまま景品として持ち帰れるというルール。4チームに分かれての団体戦で、時間一杯、何回も挑戦でき、終了時に景品を1人でも多く獲得したチームに団体賞が贈られました。皆さん“必死のパッチ”で頑張っておられた姿が印象に残りました。

ここで昼休み。各支部のテントでの食事となり、和気あいあいにビール片手に弁当を頬張っておられました。

休憩が終わり、1時5分から午後の部に突入です。

プログラム最初は「カラオケイントロクイズ」でしたが、この時点で早くも酔っ払ってる方もおられるようになり、いつから飲んでいたのか感心しました。ゲームでは、曲の冒頭というより、最初の音を聞いただけで飛び出し、曲名を当てて一番を歌いきるという、かなりスナック?に“投資”したと思われる人もおられ、これにも感心で

す。アニメ曲では、ちびっ子兄弟も頑張っていました。さすがに、酔っ払った人の正解はありませんでした。どこかの支部長さん、盛り上げていただいてありがとう!!

次の「ゴルフ人間カップヘナイスイン」は、ゴルフのアイアンで羽根の付いたボールを打ち、約10メートルほど先で待ち受ける、ザル付きのヘルメットを頭にかぶったチームの受け手5、6人が飛んできたボールを見事に受け止め、得点を競うというゲームです。打ち手も非常に難しく、受け手に至っては、ボールの落下点に飛び込んでこける人もあり、大変面白いゲームであったと思います。受け手を務められた皆さん、ケガはありませんでしたか?

その後の「フライングブーツ」…これは両足に長靴を履いて、片足ずつ遠くに飛ばすものですが、これは単純なようで、なかなか難しいものと見受けられました。中には、長靴を履くとき自分の履物を脱ぎ忘れたか、長靴と一緒にその靴まで飛び出し、笑いを誘う

シーンもありました。距離的には、優勝者は20メートルを優に超えていたと思います。「スゴイ!」。

続いての「グラススライダー」は子ども2人をスライダーに乗せて、大人2人がそのスライダーを引っ張りながら走り順々にリレーで繋ぐものですが、中にはスライダーから落ちる子どももあり迫力がありました。

ゲーム終盤の「ボーボーレース」。支部対抗で、5人が1本の棒を握り、前方に置かれたカラーコーンを右回り、左回りとジグザグに走るもので、仲間の走力を合わせる必要があります、見ていて大変難しいと思いました。これも面白かったです。

最後の支部混合ブロック対抗「大綱引きトーナメント」は、テントの色分けでチームを組んでの競技。各チームの面々が仲間にエールを送り、責任者同士のエール交換も行われての一発勝負。非常に盛り上がりました。決勝では、北・西・阪南・天王寺支部連合軍に軍配が上がりました。調査士の力強



さを感じました。

これでゲームのすべてが、予定通り3時30分に終了となりました。

実行委員長である私の閉会の挨拶をもって、滞りなく、また、ケガ人もなく運動会の「短く、長〜い一日」が無事終了いたしました。皆さん大変お疲れさまでした。

結びに、大変ご苦勞をお掛けしました実行委員会の委員の皆様、本会本部役員の皆様、また、この運動会の運営・設営をしていただ

いたCP OFFICE, INC. のスタッフの皆様には厚く御礼申し上げます。特に司会を務めていただいた永井康之さん、原田昌子さん、名司会で運動会を盛り上げていただき、感謝申し上げます。

これを機に、コミュニケーションが希薄だといわれる昨今、会のため、会員自身のために今一度「コミュニケーション」や「モチベーション」を見直してはいかがでしょうか。



重要なお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局及び電子証明書の失効について

当連合会特定認証局が発行した 電子証明書をご利用の皆様へ

本認証局は、本誌(No.695～No.697)においてお知らせしたとおり、本年3月15日をもって閉局しましたので、お知らせします。

また、同認証局が発行した有効な電子証明書(ICカード)は、本年2月27日(金)までに失効手を完了しましたので、併せて、お知らせします。

オンライン登記申請を行っている会員の皆様におかれましては、セコムトラストシステムズ株式会社が発行する「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書」をご利用いただきますようお願いいたします。

平成27年3月15日

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

編集後記

「人生を豊かにするコミュニケーション」vol.5

5回目となった今回は、「コミュニケーションとはどのようにできあがっているのか」というところの少し深い部分のお話を伺ってきました。

まず、コミュニケーションには重要な2要素があるということです。

1つ目、それは話の内容と話し方です。一般的に、話の内容の方が大切だと思いがちですが、何を言うのかよりも、どう言われるのかの方を人は気にする傾向にあるようです。そこで今回は、現実的な「話し方」の工夫について教えていただくことにしました。

カウンセラーの仕事をなさっていて、コミュニケーションの問題点として多く聞かれるのは、相手やその場にネガティブな影響を与えそうな内容を、どうやって伝えればいいのかということらしいです。「思っていることはあるが、それをそのまま伝えと、場の雰囲気を悪くしてしまうから言えない。」そんな経験は誰しもあるはずです。言いにくいから言わないが、「言わない」から「言えない」になり、徐々に気持ちが辛くなっていく。そういうループにハマってしまったこともあるのではないのでしょうか。

そういうときに使える便利なコミュニケーション技術。それが「前提づくり」です。

それは話の伝わり方を円滑にするために、今から話す内容について、先にコメントしておく方法です。実際にどうやるのかと言えば、「今から言うことは、本来、私が伝えるべきことではないと思うのですが…」とか、「こんなことは言うのは場違いなことかもしれませんが…」などと前置きして話し始めることです。相手にとって不用意にネガティブな発言と受け取られないよう、先に心の準備をしてもらうということです。

すると、通常であれば言いにくいことであっても、相手側に話を受け取る用意ができますから、聞きたくない話であっても、多少聞きやすくなるものです。これは話の内容は変わらずとも、話の前提を先に作っておくことで、コミュニケーションの悪印象を少し和らげることができる、即効性のある方法であるとのことでした。

「いい知らせと悪い知らせ、どちらを先に聞かれますか。」の台詞は、この「前提づくり」ということなのですね。是非ともお試しください。

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社